



神奈川県

KANAGAWA

かながわ環境白書

令和3年版



2050年脱炭素社会の実現を目指して
神奈川の環境のいまと
県の取組をまとめました



神奈川県 環境農政局

・県のキャラクター
エコビー (eco + bee (蜂))



Twitter「エコビーのかながわ環境通信」で
県の環境に関する情報を発信しています

https://twitter.com/Env_KNGW



イベント情報などをつぶやいています、ぜひご覧ください!



・写真

丹沢での植樹の様子

2021年10月撮影

(表紙では、写真を加工しています)

かながわ環境白書について

1 はじめに

かながわ環境白書は、神奈川県環境基本条例に基づき、県における環境の状況や環境保全のための施策を広く県民の皆様にも周知し、環境問題に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、毎年、発行しています。

今日の環境問題には、地球温暖化をはじめとする気候変動、海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失など様々なものがあり、神奈川県内でもその影響が確認されています。このような問題の解決を図るため、さらには、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年脱炭素社会の実現」のため、本県では、多様な角度から環境施策を推進しており、この白書にはそういった取組をまとめています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症が、社会全体に大きな影響を与えた年であり、環境分野にも多くの影響が現れています。また、経済復興に当たっては、環境への配慮を重視するグリーンリカバリーの考えも広がっていますので、今後は、そういった状況も注視しながら、より一層の取組を進めてまいります。

本書が、将来にわたって良好な環境を保全し、次世代に引き継いでいくための一助となれば幸いです。

2 本白書の構成 (詳細は目次を御覧ください。)

本白書は、主に3つのパートから構成されています。

・ 神奈川県の環境政策

県の取組を紹介する「特集記事」を掲載しています。

環境政策の推進に当たっての基本的な計画である「環境基本計画」について解説しています。

・ 各分野における現状及び県の取組

2020年度における県の環境の現状や取組について、環境基本計画で定める分野ごとに記載しています。

各分野の冒頭には、環境基本計画で定める「2025年のめざす姿」及び関連するSDGsのアイコンを記載しています。

・ 世界・日本・神奈川の環境に関する動き

これまでの環境をめぐる動きについて、年表形式で掲載しています。

* より分かりやすく、見やすい白書とするため、令和3年版の作成に際し、これまでの記載内容やレイアウトの見直しを行いました。

目次

特集 一県の最新の取組― 脱炭素社会の実現に向けて	1
---------------------------	---

神奈川県環境政策	5
----------	---

1 地球温暖化	7
---------	---

1 現況

(1) 地球温暖化のしくみ	7
(2) 地球温暖化をめぐる社会的動向	8
(3) 神奈川県の温室効果ガスの排出状況	8

2 県の取組

(1) 地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画	9
(2) 条例・計画に基づく主な取組	10
(3) オゾン層保護のための取組	14

2 資源循環	15
--------	----

1 現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況	15
(2) 産業廃棄物の現況	16
(3) 不法投棄等・散乱ごみの現況	17

2 県の取組

(1) 資源循環の推進	18
(2) 適正処理の推進	21
(3) 災害廃棄物対策	25

3 自然環境	26
--------	----

1 現況

(1) 生物多様性	26
(2) みどり	26
(3) 丹沢大山の自然環境	28
(4) 野生鳥獣	28
(5) 海・川・湖	29

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全	30
(2) 身近なみどりの保全～都市と里地里山～	30
(3) 丹沢大山の自然再生	31
(4) 野生生物の保護管理	32
(5) 水域環境の保全	33
(6) 主な外来生物への対策	34

4 大気環境 36

1 現況

- (1) 大気汚染物質 36
- (2) アスベスト 39

2 県の取組

- (1) 大気環境保全対策 40
- (2) 自動車排出ガス対策 41
- (3) 次世代自動車の普及推進 44

5 騒音・振動・悪臭 46

1 現況

- (1) 騒音 46
- (2) 振動 47
- (3) 悪臭 47

2 県の取組

- (1) 騒音・振動対策 48
- (2) 悪臭対策 48

6 水環境 50

1 現況

- (1) 河川 50
- (2) 湖沼 52
- (3) 海域 53
- (4) 地下水 55
- (5) 土壌汚染 55
- (6) 地盤沈下 56

2 県の取組

- (1) 環境基準達成に向けた規制・指導 57
- (2) 生活排水処理施設の整備 57
- (3) 水源地域における取組 59
- (4) 森林の保全・再生 61
- (5) ダム貯水池の保全 64
- (6) 地下水保全 65

7 化学物質 66

1 現況

- (1) 化学物質の環境への排出量 66
- (2) ダイオキシン類 67
- (3) 化学物質環境調査 68
- (4) ゴルフ場の農薬 68

2	県の取組	
(1)	事業者の自主的取組の促進	70
(2)	ダイオキシン類対策	70
8	環境に配慮したまちづくり	71
1	現況	71
2	県の取組	
(1)	都市公園、うるおいあるみち空間などの形成	71
(2)	人や自然にやさしい水辺づくり	72
(3)	景観まちづくり・環境と共生するまちづくり	72
(4)	ヒートアイランド対策	73
(5)	環境への負荷が少ない交通の推進	73
(6)	環境影響評価制度	73
(7)	環境配慮評価システム	74
9	環境教育	75
	現況と県の取組	
(1)	環境情報の提供と相談対応	75
(2)	地域における環境教育	76
(3)	学校等における環境教育	76
10	環境への負担が少ない生活・事業活動	78
	現況と県の取組	
(1)	ライフスタイル転換の促進	78
(2)	環境への負荷が少ない事業活動の促進、実践	79
(3)	環境共生型産業の振興	80
(4)	環境と調和した農林水産業	80
11	県民との協働・連携	84
	現況と県の取組	
(1)	森林再生パートナー制度	84
(2)	丹沢の緑を育む活動	84
(3)	子ども里地里山体験学校	85
(4)	流域環境保全活動	85
(5)	ボランティア活動	86
	世界・日本・神奈川の環境に関する動き	87

脱炭素社会の実現に向けて

地球温暖化等の気候変動問題は、世界の喫緊の課題であり、2050年までに、温室効果ガス排出が実質ゼロとなる「脱炭素社会」を実現させるためには、県民、企業、行政等、あらゆる主体がそれぞれの立場で、行動を起こしていくことが必要です。

県では、こうした行動変容に向けた様々な取組を行っており、ここでは3つの取組を紹介します。

I かながわ脱炭素ビジョン 2050



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/bi_jyon/datutanso-bi_jyon.html

地球温暖化の進行を止める取組を行わずにいると、既に現れている温暖化の影響である、熱中症搬送者数の増加や集中豪雨等による自然災害等の被害がさらに大きくなるおそれがあると言われてしています。こうした影響を最小限に抑えるには、温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量と吸収量を合わせて実質ゼロにする脱炭素社会の実現が不可欠ですが、これまでの生活様式のままでは実現することが難しく、一人ひとりがその行動を変えていく必要があります。

県と（公財）地球環境戦略研究機関（^{アイジェス}IGES）では、2021年11月、「かながわ脱炭素ビジョン2050」（以下「ビジョン」といいます。）を作成し、脱炭素を達成した社会の将来像と、その実現に向けて今からできることなどを取りまとめました。

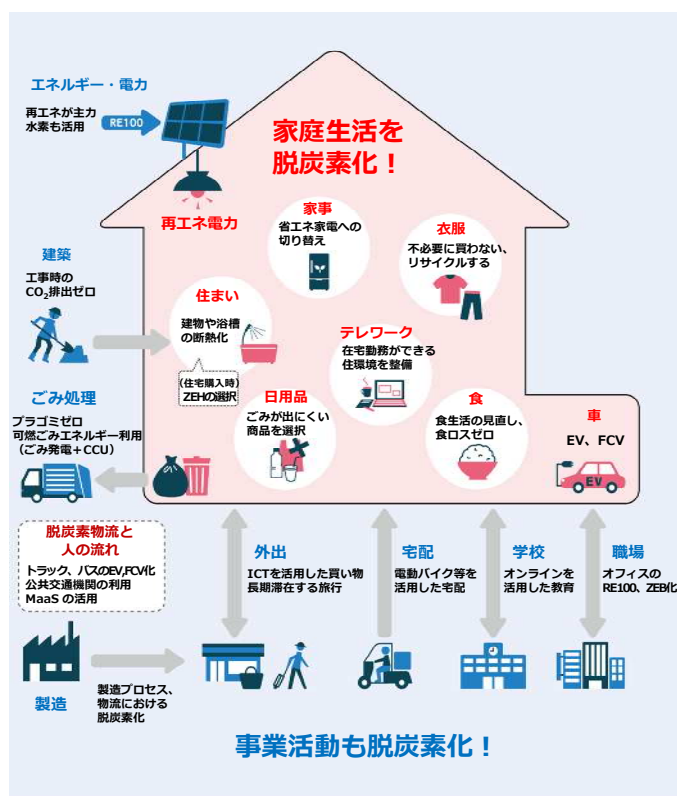
ビジョンでは、可能な限りの省エネを進めることを前提として、「再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。詳細は2ページ参照）」、「電化」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3つをキーワードに、今からできることを具体的に紹介しています。

例えば、家で使う電気は、自宅の屋根に太陽光パネルを設置することや再エネ由来の電力を調達している電力会社に切り替えることを検討し、その電力を使って調理できるような電気調理器具の活用や、省エネ型の冷蔵庫に買い替えることなどを検討します。

また、ネットワーク環境の整備を行い、在宅で仕事や教育が受けられるようにすることも、通勤・通学等に係るエネルギーの効率化という観点で脱炭素につながる取組にもなります。

さらに、こうした生活の変化を見据えて、事業者の事業活動も変わっていくことが想定されます。

何気ない日々の生活・行動一つひとつがわたしたちの未来を創っていくことになりま。皆様もできることから始めて、「2050年脱炭素社会」を実現しましょう！



（脱炭素ライフスタイルのイメージ）

2 再生可能エネルギーの利用促進



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>

太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再エネ由来の電力（以下「再エネ電力」といいます。）は、発電時に温室効果ガスを排出しない環境に優しい電力です。家庭や企業等で使用する電力を再エネ電力に切り替えることは、脱炭素社会の実現に大きく貢献する取組です。県では、県内の家庭、企業等での再エネ電力の利用が進むよう取組を進めています。

（1）家庭向け

▶ みんなでいっしょに自然の電気（「みい電」）キャンペーン

家庭における、再エネ電力の利用を促進するキャンペーンで、九都県市等と連携して実施しています。再エネ電力の購入希望者を募り、入札により電力販売会社を選定します。スケールメリットを生かして価格の低減を図ることで、通常よりも安い費用で切替が可能になる仕組みです。

* 2021年度のキャンペーン期間：2021年10月22日～2022年1月31日



(キャンペーンの流れ (キャンペーンチラシから抜粋))

（2）企業・団体向け

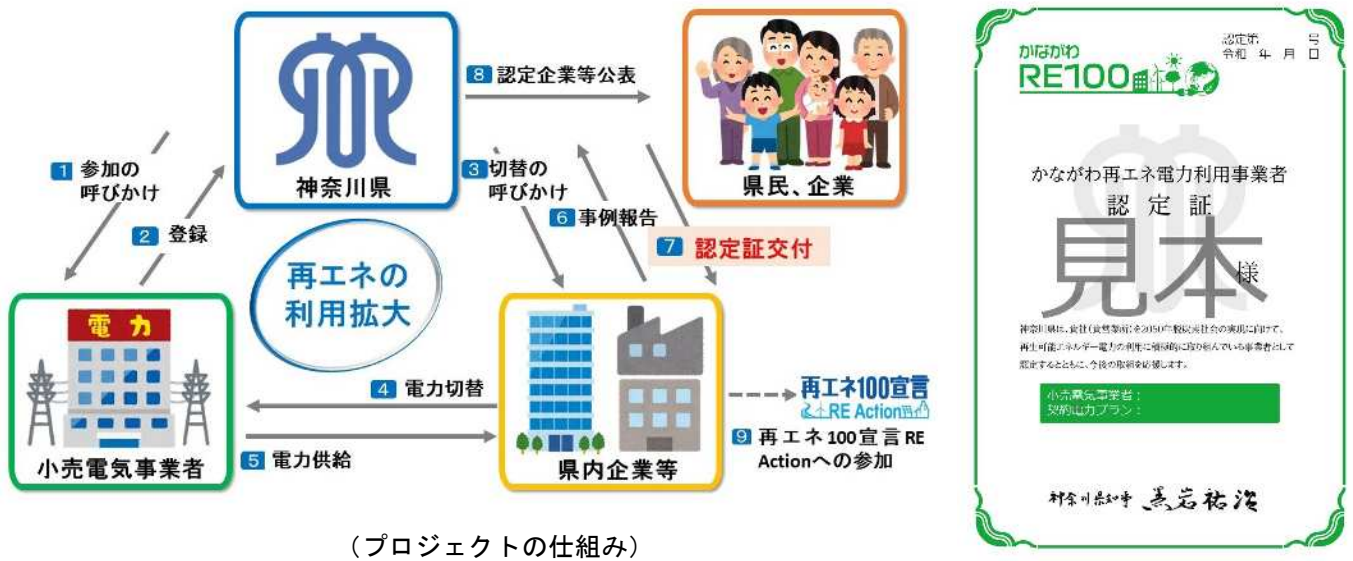
▶ かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

再エネ電力を利用する県内企業等及び再エネ電力を供給する小売電気事業者の両方を応援する取組です。

具体的には、企業等が再エネ電力への切替を検討する際の参考となるよう、本プロジェクトに参加している小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを県ホームペ

ージに掲載します。再エネ電力に切替えた企業等に対し、地球温暖化対策に取り組んでいる事業者として県から認定証を交付するとともに、再エネ利用に至った経緯や取組をホームページで紹介しています。

* 2021年12月現在、73社を認定しています。



(プロジェクトの仕組み)

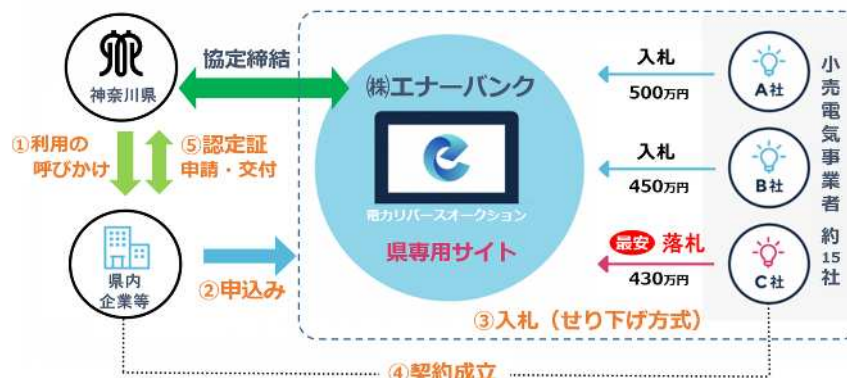
(かながわ再エネ電力利用事業者認定証)

▶ かながわ再エネオークション

料金が低いというイメージのある再エネ電力を、リバースオークション（せり下げ方式の入札）を利用し、できるだけ安く・簡単に調達できる仕組みです。

「かながわ再エネオークション」にお申込みをいただくと、事務局※がリバースオークションを実施し、最もお安く再エネ電力を供給できる小売電気事業者をお知らせします。また、複数の県内企業等を募り、リバースオークションを実施する「共同オークション」キャンペーンも実施しました。

※ 県と「再エネ電力の利用促進に関する連携協定」を締結した（株）エナーバンクが事務局となり、リバースオークションを運営します。



(かながわ再エネオークションの仕組み)

3 金融機関との連携による企業への温暖化対策支援

県は、自らの温室効果ガス排出を積極的に削減しようとする企業の取組を、SDGs 推進協定を締結している株式会社横浜銀行と連携して支援しています。

具体的には、地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度^{*1}（以下「計画書制度」といいます。）において、年率1%以上の温室効果ガスの削減計画を策定・提出し、それを県が公表した企業が、削減目標を達成した場合に、横浜銀行が提供する「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」^{*2}の金利優遇を受けられます。

また、県では、このローンの活用企業を対象に、温室効果ガス削減対策に関する技術的なアドバイスなどを実施します。

計画書等の提出義務のない中小規模の企業も支援の対象となりますので、ぜひ御活用ください。

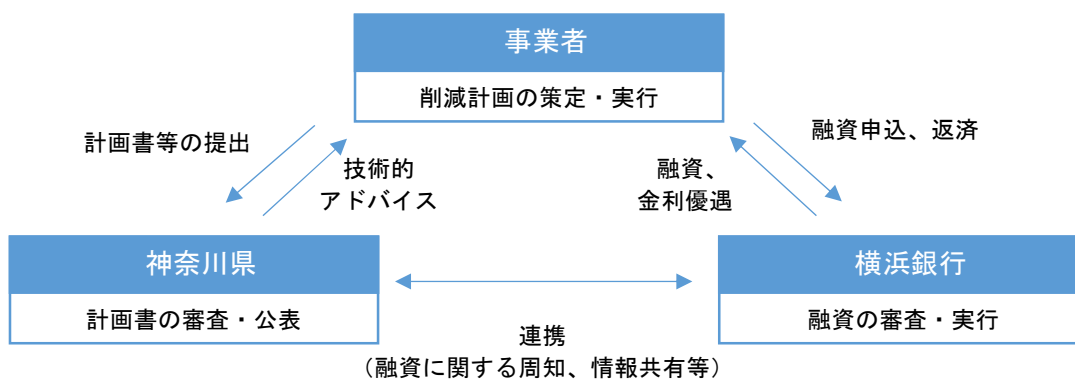
- * 1 一定規模以上（県内の事業活動におけるエネルギー使用量の合計が原油換算1,500kL/年以上又は県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数が100台以上）の事業活動を行う企業に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表する制度。一定規模未満の企業（中小規模企業）も任意提出が可能。

▶ 神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>



- * 2 2021年10月から取組開始。同等の計画書制度を運用する横浜市及び川崎市並びに中小規模事業者向けの計画書制度を運用する相模原市においても、県と同様に横浜銀行と連携した取組を実施。



（神奈川県と株式会社横浜銀行との連携 イメージ）

神奈川県環境政策

神奈川県では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境分野における基本的な計画である「神奈川県環境基本計画」を策定し、これに基づき、環境政策を進めています。

I 神奈川県環境基本計画

(1) 計画の概要

主な項目	主な内容	
基本目標	次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり	
計画期間	2016（平成28）年度から2025（令和7）年度まで	
施策の基本的な方向	計画で取り組む施策の分野を設定の上、分野ごとに現状と課題を分析し、10年後のめざす姿、施策の方向、重点的に取り組むべき事項を定めています。	
	大柱（施策の分野）	中柱（施策の分野を細分化したもの）
	持続可能な社会の形成	地球温暖化、資源循環
	豊かな地域環境の保全	自然環境、生活環境
	神奈川のチカラとの協働・連携	人材・技術
計画の実現に向けて5年間で取り組む施策	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年度から2020（令和2）年度を施策の実施期間と定め、その期間中に取り組む具体的な施策を説明しています。 <ul style="list-style-type: none"> * 新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、現行の施策の実施期間を、2023（令和5）年度まで延長しています。 重点的に取り組むべき事項に対応する施策は「重点施策」として、数値目標を設定しています。 	

(2) 計画の構成

第1章において「基本的な考え方及び施策の方向」を定め、第2章において「計画の実現に向けて5年間で取り組む施策」として具体的な施策を記載しています。施策の5つの中柱ごとには、「10年後のめざす姿等」を設定しています。

第1章 基本的な考え方及び施策の方向		第2章 計画の実現に向けて5年間で取り組む施策
大柱(3本)	中柱(5本)	小柱(14本)
持続可能な社会の形成	地球温暖化	地域からの地球温暖化対策の推進
		再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

持続可能な社会の形成	資源循環	資源の循環的利用の推進
		適正処理の推進
豊かな地域環境の保全	自然環境	生物多様性の保全
		水源環境の保全・再生の推進
	生活環境	大気環境保全対策の推進
		水環境保全対策の推進
		化学物質対策の推進
		環境に配慮したまちづくり
		環境に配慮した農林水産業の推進
神奈川の子カラとの協働・連携	人材・技術	環境学習・教育の推進と基盤づくり
		環境にやさしい活動の推進
		環境を向上させる技術と産業の活用

(3) 計画の進行管理及び見直し

計画の進捗状況については、毎年度、重点施策の数値目標の達成状況と他の施策の実績等を把握し、県による自己評価をした上で、神奈川県環境審議会の検証を受けます。

また、5年間の施策の実施期間の最終年次には、毎年度の進捗状況及びその評価、県民意識調査の結果などをもとに、環境審議会及び市町村の長からの意見を踏まえて施策を見直します。計画全体についても、社会状況の変化等を考慮の上、必要な見直しを行います。

(4) 計画を補完する環境関係の諸計画

施策の各分野においては、環境基本計画を補完する個別計画があり、これらの計画と連携を図りながら、環境政策を推進しています。

▶ 主な個別計画

- 神奈川県地球温暖化対策計画
- かながわスマートエネルギー計画
- 神奈川県循環型社会づくり計画
- かながわ生物多様性計画
- かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

神奈川県環境基本計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f1023/index.html>



本白書の次ページ以降では、神奈川県環境基本計画の中柱ごとに、それぞれの「10年後（2025年）のめざす姿」、「現状」及び「県の取組」を記載しています。

地球温暖化



2025年のめざす姿

事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいます。

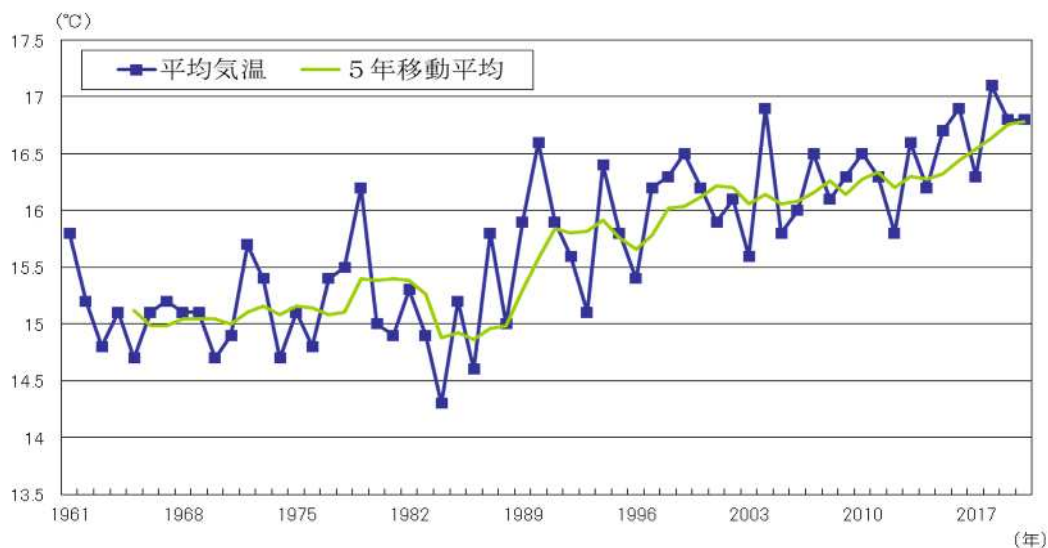
現況

(1) 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽からの熱と、それによって暖められて地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地表から宇宙へ放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴って化石燃料が大量に燃やされるようになり、温室効果ガスの排出量が急激に増加しています。大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命以前の280ppm程度から、400ppmを超えるまでに上昇しています。

その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が高まって、地球の気温が全体的に上昇し、「地球温暖化」と呼ばれる現象が進んでいます。



県内における平均気温、最高気温、最低気温の変化（5年移動平均）

(2) 地球温暖化をめぐる社会的動向

2015年に採択された「パリ協定」における1.5°Cの努力目標¹を達成するためには、2050年頃までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ²(脱炭素社会)にする必要があるとされています。

このことから、「2050年脱炭素社会の実現」は世界的な潮流となっており、日本においても、国や多くの自治体、企業等が脱炭素社会を目指すことを表明しています。

本県も2019年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、さらに、近年の異常気象の発生状況等への危機感から、2020年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

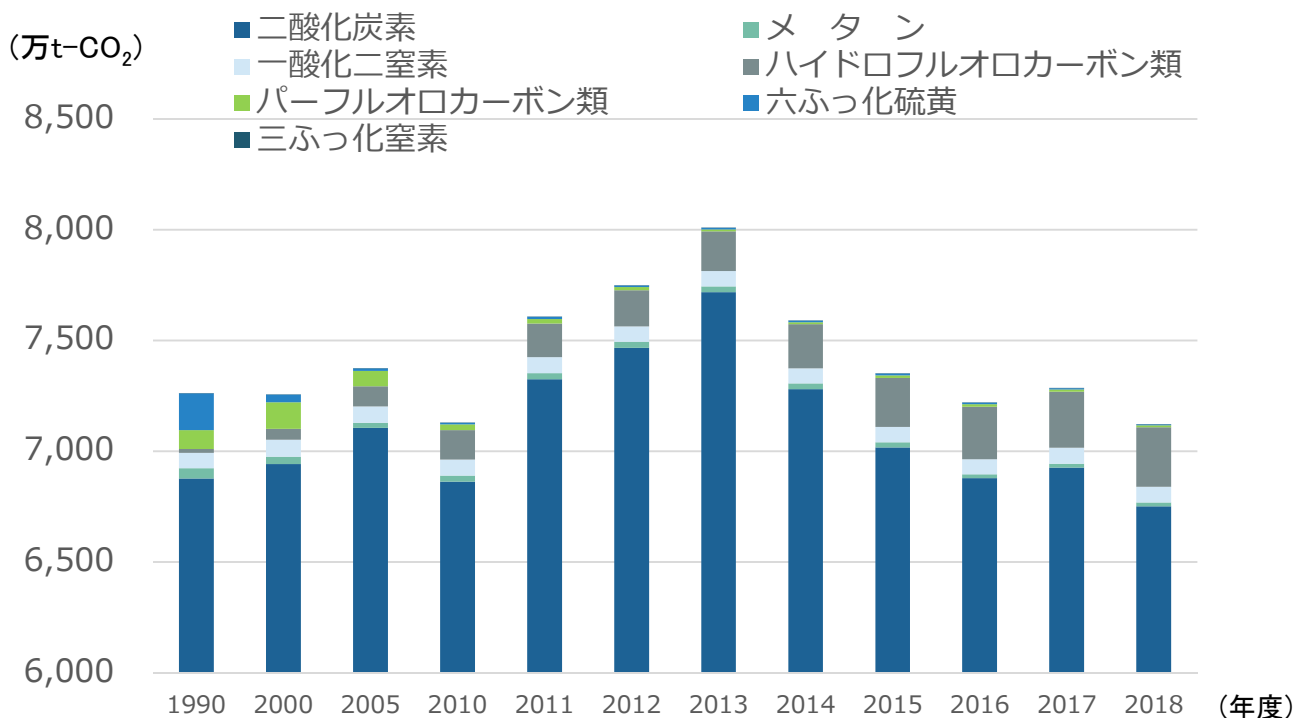
2050年脱炭素社会の実現という高い目標の達成に向けては、温室効果ガスの削減をはじめとする取組を、より一層進めていく必要があります。

かながわ気候非常事態宣言
～いのちを守る
持続可能な神奈川の実現に向けて～

- 1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
- 2 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進
- 3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

(3) 神奈川県内の温室効果ガスの排出状況

2018年度(速報値)の温室効果ガス排出量は、2013年度比³で11.1%減少しています。

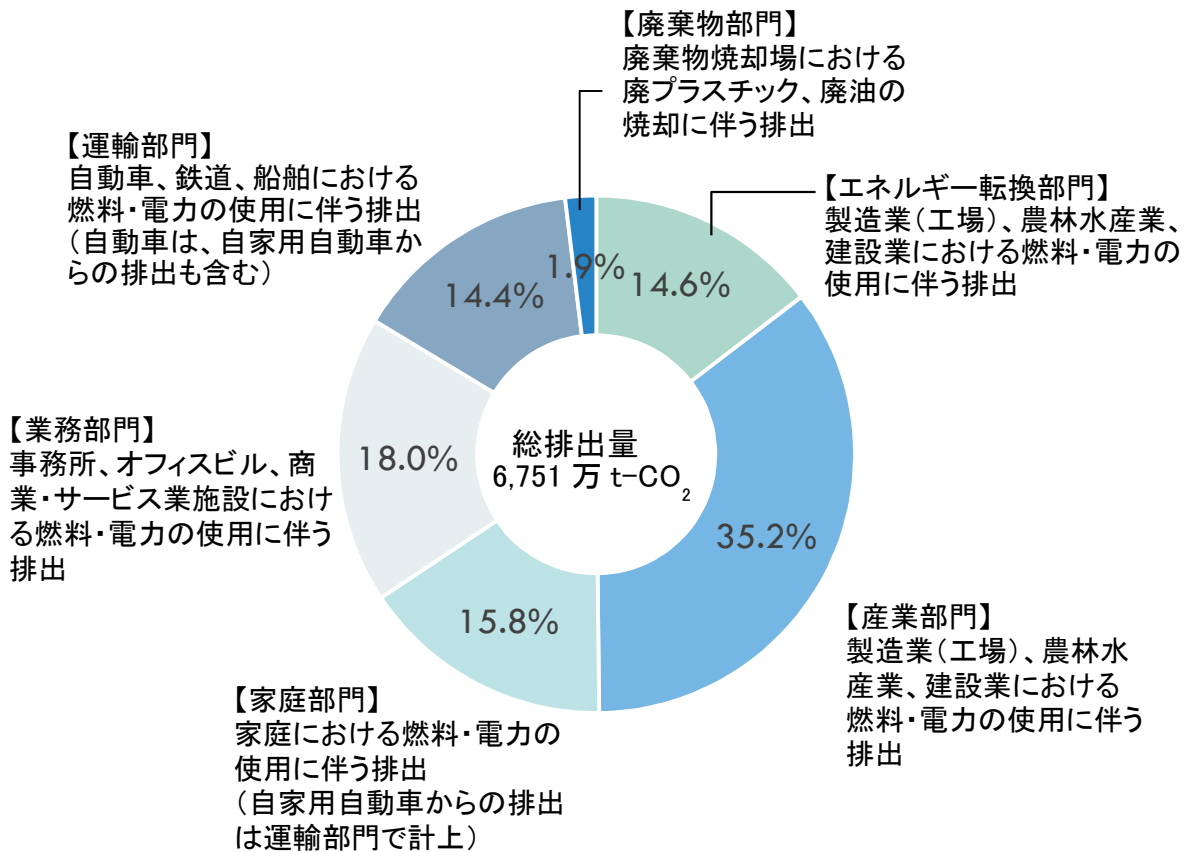


県内の二酸化炭素排出量の推移

¹ パリ協定は、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において採択された。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力をすることが掲げられている。

² 人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による吸収量の均衡を達成すること

県内の二酸化炭素排出量（部門別構成比）
（2018年度速報値）



2 県の取組

(1) 地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画

▶ 神奈川県地球温暖化対策推進条例

「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換*を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的としています。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務付けています。また、再生可能エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策などについて、県や県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めています。

* 2021年12月に、目的の「低炭素社会への転換」を「2050年脱炭素社会の実現」とする改正を予定

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>



▶ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく、県の地球温暖化対策の基本的な計画です。

- ・ 計画期間 2016年度から2030年度までの15年間
- ・ 目標 (中期目標) 県内の温室効果ガス総排出量を、2030年度に2013年度比で27%*削減
(長期目標) 県内の温室効果ガス総排出量を、2050年度までに80%*削減

* 今後、中期目標を「27%」から「46%」に、長期目標を「2050年脱炭素社会の実現」とする計画改定を予定(2022年3月予定)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>



(2) 条例・計画に基づく主な取組

地球温暖化の防止を図るための「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対処するための「適応策」を両輪に取組を進めています。

緩和策 - 地球温暖化の防止を図る -

- 産業部門(製造業、農林水産業など)
 - ・ 大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進
 - ・ 中小規模事業者に対する省エネルギー診断などの支援
- 業務部門(小売業・サービス業、公的機関など)
 - ・ 建築物温暖化対策計画書制度やZEB⁴の普及による建築物の省エネルギー化
 - ・ BEMS⁵等の導入、設備や機器の高効率化の促進
- 家庭部門(家庭生活における電気やガスの使用など)
 - ・ 低炭素型ライフスタイルの促進
 - ・ 高断熱・高気密な省エネルギー住宅やZEH⁴の普及による住宅の省エネルギー化
 - ・ HEMS⁵の導入、省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備⁶の普及
- 運輸部門(自動車の運転など)
 - ・ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進、エコドライブの促進
 - ・ 公共交通機関や自転車などの利用促進
- 廃棄物部門
 - ・ 廃棄物の排出抑制の推進
- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
 - ・ 太陽光発電や小水力発電など再生可能エネルギー等の導入促進
 - ・ 安定した分散型電源の導入拡大
- 森林等の整備・保全
 - ・ 吸収源としての森林、緑地等の整備・保全

⁴ ZEBはNet Zero Energy Building、ZEHはNet Zero Energy Houseの略。省エネと創エネで、年間の一次エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロとすることを目指した建築物や住宅

⁵ BEMSはBuilding Energy Management System、HEMSはHome Energy Management Systemの略。建築物や住宅において、ICTを活用してエネルギー管理を行うシステム

⁶ 潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備

適応策 - 地球温暖化による影響への適応を図る -

- 影響の例
 - ・ 農林水産業：水稻や果樹の品質低下等の高温障害の発出
 - ・ 自然環境：生態系の変化
 - ・ 自然災害：降雨量の増大に伴う浸水や土砂災害等の増加
 - ・ 健康被害：熱中症で搬送される人の増加
- 影響への適応の取組
 - ・ 影響の把握（モニタリング調査、情報収集等）
 - ・ 対策の研究、対策技術の確立、技術支援
 - ・ 影響や対策についての知識の普及啓発

▶ 緩和策の具体的な取組

・ 事業活動温暖化対策計画書制度

一定規模以上の大規模排出事業者に、自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、それを公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>



・ 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

情報・人材・資金不足などを理由に、中小規模事業者では、一般的に地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する診断事業を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/>



・ 建築物温暖化対策計画書制度

一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出を義務付けています。販売及び賃貸する際には、広告への環境性能表示を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>



・ 特定開発事業温暖化対策計画書制度

一定規模以上の開発事業を行う事業者に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>

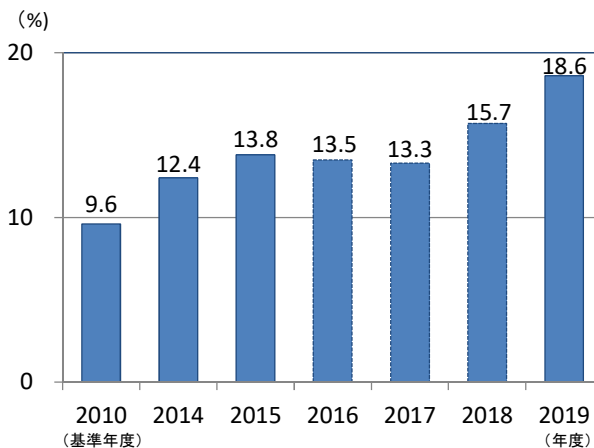


• **太陽光発電の普及、分散型電源の導入促進**

住宅への太陽光発電の普及を目的に、購入希望者を募り一括発注する「共同購入事業」や初期費用が不要な「0円ソーラー」に取り組んでいます。事業者に向けては、自家消費型の太陽光発電設備等の導入費用補助などを実施しています。

これらにより、火力発電等の「集中型電源」から太陽光発電等の「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/>



県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合

• **森林の整備・保全等**

水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用促進を目的とした総合的な取組を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/seibi/keneirin.html>



• **マイエコ10（てん）宣言**

環境にやさしい暮らし方を宣言して実践する「マイエコ10（てん）宣言」の普及啓発を進めています。持続可能な社会の実現に向けた取組の環を広げていくものです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f360478/index.html>



• **住宅の省エネルギー化**

既存住宅の省エネルギー化を促進するため、自分でできる住宅の省エネリフォームを「省エネDIY」と名付け、県内のホームセンター等と協力して普及啓発を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536517/>



• **省エネルギー家電の導入促進**

県内の家電量販店や電機商業組合と協力して、省エネルギー家電の導入促進による、家庭での温室効果ガス削減に取り組んでいます。九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）による連携事業として、「家電買替キャンペーン」を実施しました。

• **再生可能エネルギーの利用促進**

家庭向けには九都県市等と連携して、再生可能エネルギー由来の電力を共同購入し、お得に利用できる「みんなでいっしょに自然の電気」（略称「みい電」）キャンペーンを実施しました。企業向けには、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」により、再生可能エネルギーに切替えた企業に「再エネ電力利用事業者認定証」を発行しています。

（詳細は、特集記事（2ページ）参照）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>



・ 県の率先行動

「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」に基づき、県の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。2019年度の排出量は、241,763t-CO₂で、前年度比で1.2%減少しました。

計画に掲げる削減目標及び中間目標達成のため、庁舎の省エネ改修や運用改善、再生可能エネルギー導入等を行っており、2020年度は、県庁東庁舎等の4施設に太陽光発電設備を設置しました。また、県立高校等の5施設で省エネルギー診断を実施し、運用改善を提案しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7400/index.html>



▶ 適応策の具体的取組

気候変動による本県への影響を予測し、影響に対処するための施策（適応策）を実施しています。県の試験研究機関では、農業・水産業への影響や対策等を研究しています。また、神奈川県気候変動適応センター（2019年4月1日付けで県環境科学センターに設置）では、県内の気候変動による影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等を行い、県民や企業等に向けて情報を提供しています。

また、2019年度に「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議」を立ち上げ、県の気候変動適応における取組として、「農林水産分野」、「自然災害分野」及び「健康分野」の3分野を優先的に進めるという方向性を決めました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536377/index.html>（地球温暖化の影響と適応策）



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/top.html>（神奈川県気候変動適応センター）



神奈川県気候変動適応センター（イメージ）



▶ 関係団体との協力

・ 九都県市首脳会議環境問題対策委員会

神奈川県を含む九都県市参加の委員会で、情報交換や共同事業等を行っています。また、委員会の取組の一環として、JICA横浜が企画した「青年研修事業」に参画し、海外からの研修生を受け入れています。

<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>



・ (公財)地球環境戦略研究機関 (アイジェス I G E S)

県では、国際的な環境政策研究機関である I G E S を 1998 年に湘南国際村へ誘致し、アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を目指した調査研究や研究成果の発信活動を支援しています。こうした活動の成果は、県民向けセミナーの開催や県内学校への講師派遣といった協働事業により、県民へフィードバックしています。

また、県の 2050 年脱炭素社会の実現に関する研究や、九都県市の都市区域における脱炭素型のライフスタイルに関する調査を実施しました。

<https://www.iges.or.jp/jp>



(3) オゾン層保護のための取組

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生物を守っていますが、フロン等の化学物質によって破壊されます。

日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、オゾン層破壊の原因物質となる、ハロン、C F C（クロロフルオロカーボン）、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、H C F C（ハイドロクロロフルオロカーボン）の生産が中止されました。

しかし、C F Cなどに代わって使用されるようになったH F C（ハイドロフルオロカーボン）など「代替フロン」と呼ばれる物質は、オゾン層破壊物質ではないものの、強力な温室効果ガスです。地球温暖化防止のためには、これらの物質の排出抑制・削減に努め、適切な回収・管理を行っていく必要があります。

フロン類の回収は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて、実施されています。

フロン排出抑制法について <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html#>



業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（2019 年度）

（単位：k g）

	回収量 (a)	年度当初保管量 (b)	計 (a+b)	破壊業者引渡量 (c)	再利用量 (d)	年度末保管量 (e)	計 (c+d+e)
神奈川県	339,358	15,699	355,057	229,864	110,818	14,197	354,879
全国	5,239,257	292,481	5,531,738	2,995,181	2,233,821	302,063	5,531,065

* 小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

2 資源循環

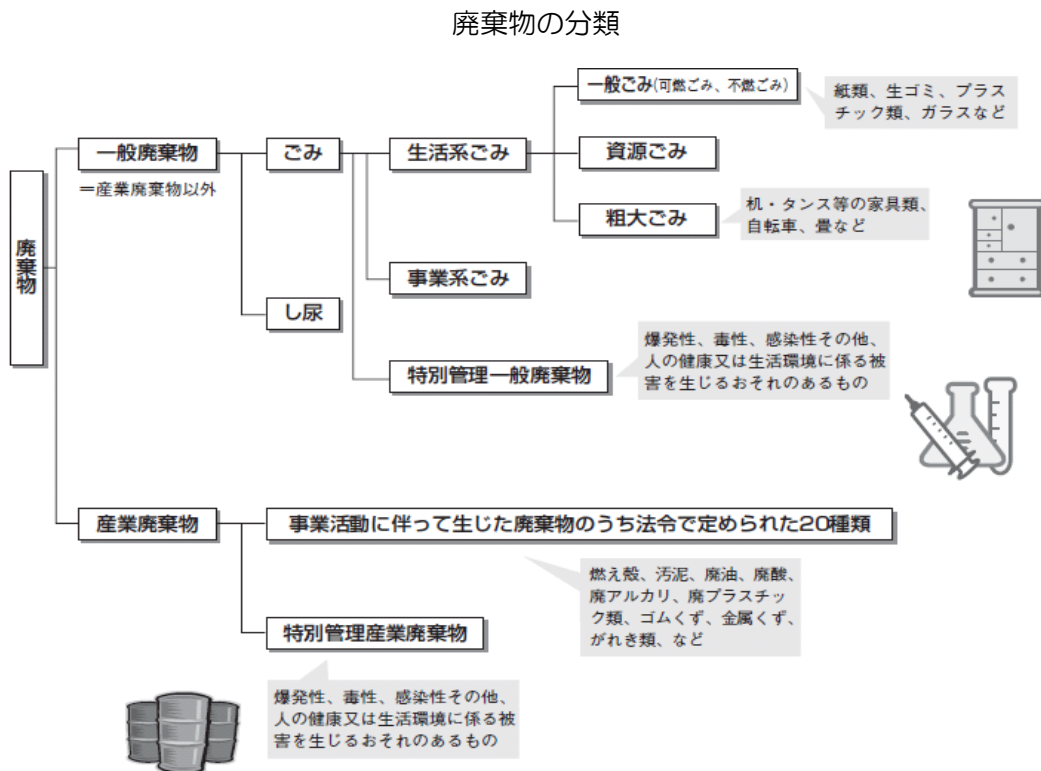


2025年のめざす姿

廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進んでいます。最終処分する廃棄物は減少し、適正に処理されています。

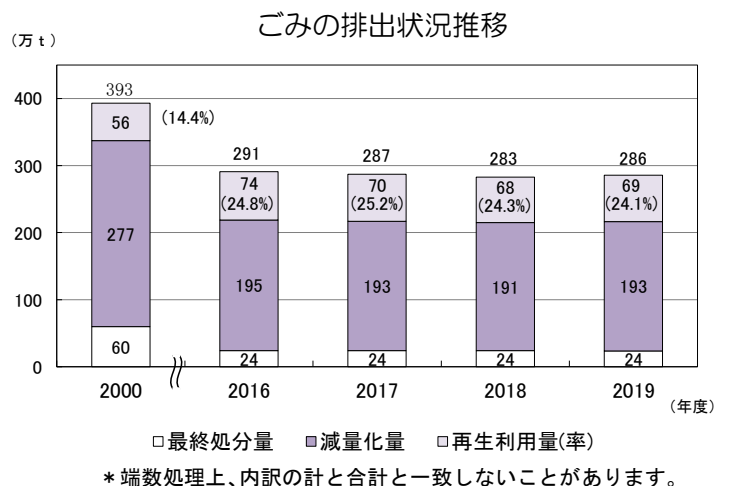
1 現況

廃棄物は、家庭生活等によって生じる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」に分類されます。

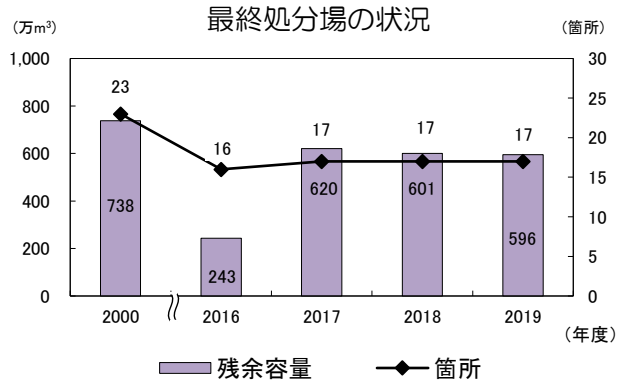


(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

- ・排出量は、近年、減少傾向にあります。
- ・再生利用量は、近年、減少傾向にあります。
- ・最終処分量は、2000年度に比べると大幅に減少していますが、近年は横ばい傾向にあります。



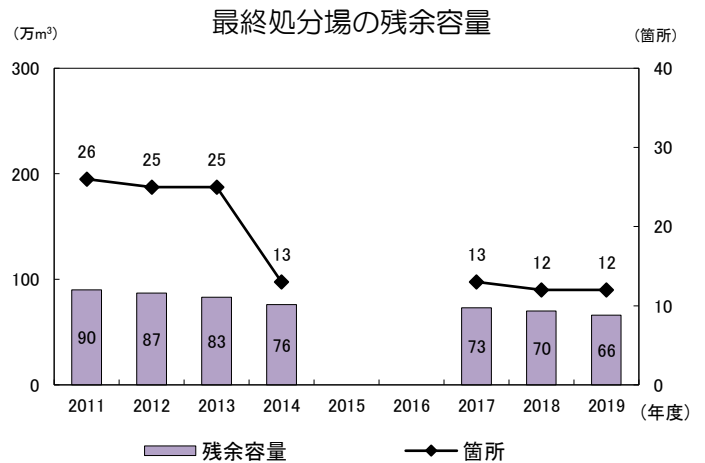
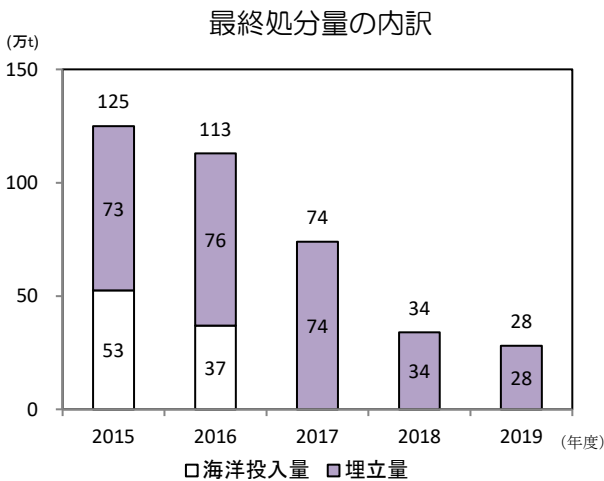
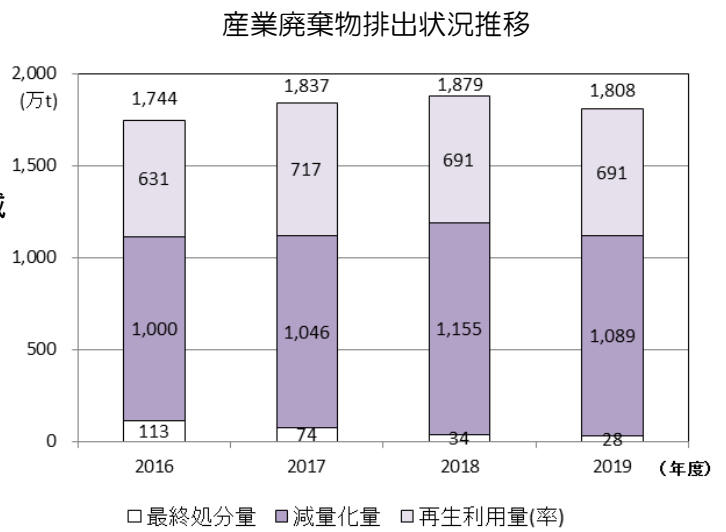
- ・県内の最終処分場の残余容量は、2019年度末で596万³です。
- ・区域内に最終処分場を持たない市町村や、残余容量がひっ迫している市町村があります。



* 2000年度は、維持管理中の最終処分場を含んでいます。

(2) 産業廃棄物の現況

- ・2019年度は2018年度に比べて、排出量が71万t減少し、再生利用率は横ばいでした。
- ・最終処分量は、2018年度から6万t減少しました。
- ・県内の最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、2019年度末で66万³でした。



* 環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」より
 * 2015、2016年度分は政令市からデータを収集していないため不明
 * 2014年度分からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

産業廃棄物業種別・種類別排出量（2019年度）

（単位：千t）

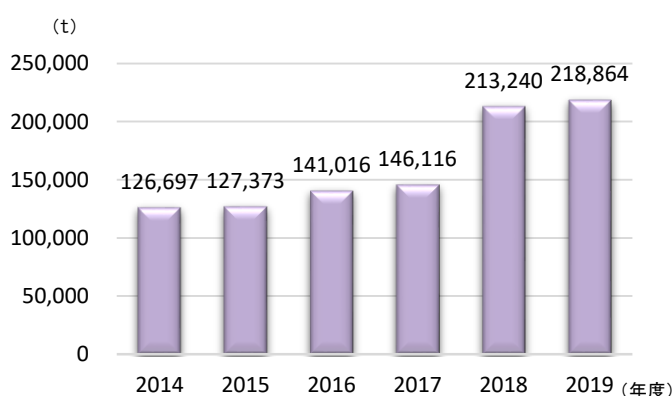
業種 種類	合計	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉 サービス業
合計	18,084	292	1,395	4,841	3,948	7,368	41	84	113
汚泥	11,539	-	1,394	623	2,364	7,119	4	17	19
がれき類	3,631	0	0	3,565	61	3	0	1	0
ばいじん	261	-	-	1	55	205	-	-	0
木くず	308	1	-	270	31	0	5	1	0
ガラス陶磁器くず	440	-	-	155	281	0	0	2	2
金属くず	186	0	-	100	60	0	4	15	6
廃プラスチック類	296	0	0	68	139	0	26	36	25
鉱さい	282	-	-	0	282	-	-	-	0

- * 表中の「0」は1トン以上500トン未満、「-」は該当値がないことを示しています。
- * 端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないものがあります。
- * 種類は抜粋しているため、合計とは一致しません。

（3）不法投棄等・散乱ごみの現況

- ・不法投棄物は、主に廃プラスチック類、建設廃材、家具類、^{ちゅうかい}厨芥・^{ざっかい}雑芥、家庭電化製品、不燃物などです。
- ・不法投棄及び不適正保管の残存量は、新たな大規模事案が発生したことにより、2018年度以降に急増しました。
- ・不法投棄・散乱ゴミは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用が各自治体等の大きな負担となっています。

不法投棄等残存量の推移



2 県の取組

県では、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定して資源循環の推進及び廃棄物適正処理の推進を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7178/>



神奈川県循環型社会づくり計画の施策体系

大柱Ⅰ 資源循環の推進

- 中柱：一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 中柱：産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
- 中柱：人材の育成と広域連携の推進等

大柱Ⅱ 適正処理の推進

- 中柱：廃棄物の適正処理の推進
- 中柱：PCB廃棄物の確実な処理
- 中柱：不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
- 中柱：海岸美化等の推進

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

(1) 資源循環の推進

▶ 一般廃棄物に関する取組

・ ごみ処理の有料化

ごみの排出抑制を目的に、一部の県内市町では、一般廃棄物、特に家庭ごみの処理を有料化しています。

・ 生ごみ処理機等の購入費助成

各家庭における生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、一部の県内市町村では、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたり、費用の一部を助成しています。

・ ごみ処理広域化

ごみ処理の広域化によって一般廃棄物の減量化・資源化を図ります。県では、「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域化ブロック毎の市町村が策定した広域化実施計画の円滑な推進を支援しています。

・ **ワンウェイプラ削減**

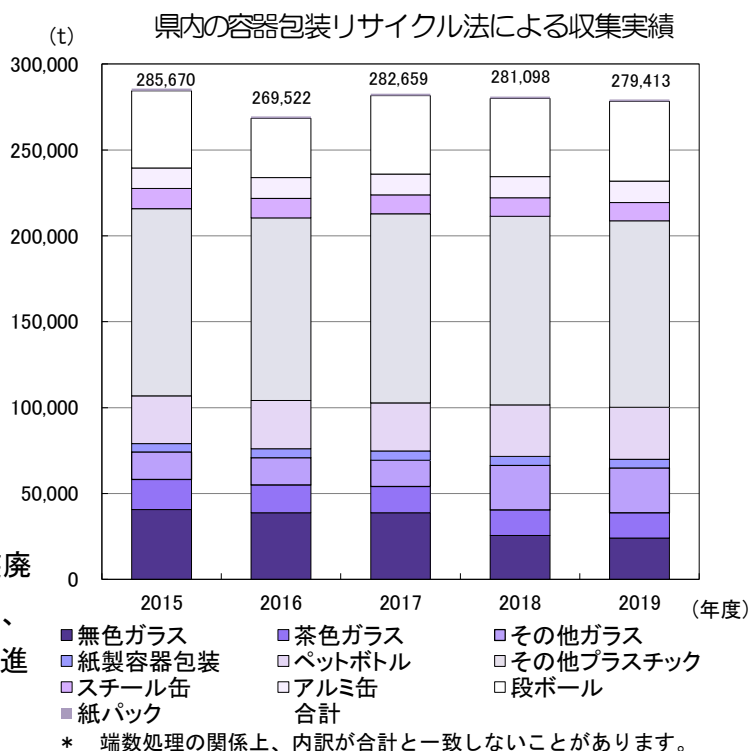
2020年7月から、レジ袋の有料化が義務化されました。これを契機に、既存の「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置しました。2020年7月現在で、製造事業者、流通事業者、商店街連合会、学校など160社・団体が構成員となっており、連携・協力して、レジ袋をはじめとしたワンウェイプラの削減及び代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進しています。

・ **リユースショップ認証制度**

安心してリユースショップを利用できるようにするため、一定の要件を満たす店舗を県が認証する制度です。2020年5月末現在で60店舗が「かながわりユースショップ認証」を受けています。

・ **県民への情報等の提供と普及啓発**

県民に、資源循環への理解を深めていただけるよう、「一般廃棄物処理事業の概要」を作成しました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるため、2019年に「第9期神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。



・ **各種リサイクル法に基づく施策**

国は、循環型社会の形成を目指して「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「資源有効利用促進法」「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」等の法律を整備しています。これらの法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や小型家電の再資源化等の施策を実施しています。

▶ **産業廃棄物に関する取組**

・ **廃棄物自主管理事業**

産業廃棄物の多量排出事業者には、廃棄物処理法により、産業廃棄物処理計画の作成と提出、実施状況の報告が義務付けられています。義務付けのない事業者にも同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進するとともに、事業者が自己評価できるよう情報提供等の支援を行っています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市との協働事業)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



・ かながわりサイクル製品認定制度

リサイクル産業の育成と振興のため、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品を認定する制度を実施しています。2021年3月末現在の認定件数は18事業者・25製品です。



(ペットボトルキャップを使用したジオロペット)



(古着・古布から作った軍手)

・ 総合的なリサイクル関連情報の提供

リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわりサイクル情報」を県のホームページ内に開設しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>



提供している主な情報

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 個別リサイクル法（小型家電、容器包装、自動車、家電、食品など）
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 暮らしに役立つ情報（市町村別ごみ分別収集方法、ごみカレンダー情報など）
- ・ 事業者向け情報（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など）
- ・ ワンウェイプラ削減の取組
- ・ リユースショップ認証制度
- ・ リサイクル製品認定制度

・ 廃棄物交換システムの推進

県内事業所の排出廃棄物について、事業者からの提供希望や他の事業者からの再利用希望に関する情報を登録・公開し、相互利用のあっせんを行っています。2021年3月末現在で245件（提供希望151件、再利用希望94件）の情報が登録されています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会との協働事業)

・ 県の公共工事で排出される建設廃棄物の再資源化

コンクリート廃材やアスファルト廃材等は路盤材として、建設発生木材等は製紙原材料チップとして再利用するなど、建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。また、建設リサイクル資材の率先利用も推進しています。

- **下水道汚泥の再資源化**

下水道普及率の向上に伴い、下水道事業で排出される汚泥の産業廃棄物排出に占める割合が高くなっていますが、脱水、焼却などによる減量化や有効利用を図っています。

流域下水道では、汚泥焼却灰を建設資材の原材料の一部として活用しています。

- **有機物の資源化**

食品廃棄物については、堆肥化などにより、農業分野での利用推進を図っています。家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、処理施設整備などの支援や、堆肥などとしての有効利用促進を図っています。

(2) 適正処理の推進

▶ 廃棄物の適正処理

- **一般廃棄物**

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、必要な技術的支援や指導を行っています。また、下水道の普及や浄化槽の整備状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進しています。

- **産業廃棄物**

排出事業者や収集運搬業者、処分業者に対して法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。また、電子マニフェストの普及促進や、産業廃棄物処理業者認定制度による優良業者の育成を行っています。

- **有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理**

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正な処理法を周知、指導しています。また、医療機関などから発生する感染症伝播の恐れがある廃棄物の適正処理を促進しています。

- **立入検査及び排水・排ガス等の定期検査**

「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、立入検査によって処理施設の維持管理状況や廃棄物の保管状況、処理状況等を監視・指導しています。また、二次公害等を発生させないよう、排水・排ガス等を定期的に検査しています。

立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物（市町村等が設置する処理施設）

（単位：件）

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
ごみ処理施設	23	21	23	19	22
粗大ごみ処理施設等	8	11	8	11	9
し尿処理施設	1	2	3	1	2
最終処分場	27	26	25	25	21
計	59	60	59	56	54

* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物

（単位：件）

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
排出事業者	334	434	464	447	387
処理業者	282	274	254	259	199
計	616	708	718	706	586

* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場です。
民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目 1990番地ほか
形式	管理型最終処分場 (地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)
規模	敷地面積 約15ha (埋立地面積 約5ha) 全体埋立容量 約75万 m^3 (廃棄物埋立容量 約54万 m^3)
廃棄物	① 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじん処分のために処理したもの ② 石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず及びがれき類(②を除く) ※ 原則として、焼却・破碎等の中間処理されたもの
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等



▶ P C B 廃棄物の確実な処理

- ・ 特別管理廃棄物に指定されている P C B 廃棄物等は、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき円滑な処理を推進し、法令で定められた期限までに処理を完了します。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物については、国の関与のもとで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）が広域処理施設を整備しています。本県を含む 1 都 3 県は、変圧器・コンデンサー等を東京 P C B 処理事業所で、安定器・汚染物等を北海道 P C B 処理事業所で、一部のコンデンサーを北九州 P C B 処理事業所で処理しています。
- ・ 低濃度 P C B 廃棄物は、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理しています。

▶ 不法投棄・不適正保管の防止

県民、事業者、市町村、警察等との連携・協力で不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。不法投棄の未然防止策を進めるとともに、投棄物の早期撤去と原状回復を促進しています。

・ 未然防止策（不法投棄されにくい環境づくりのための取組）

- ・ 啓発ステッカーを貼付した民間団体車両による不法投棄防止の呼び掛け
- ・ 市町村との合同による不法投棄パトロール
- ・ 不法投棄されやすい時間帯の警備会社による監視
- ・ 不法投棄されやすい場所の監視カメラによる監視
- ・ 県管理地などの公有地における車両乗入れ規制、看板や防止柵設置
- ・ ドローンを活用した河川におけるプラスチックごみ等の発見活動及び不適正保管現場における実態調査

・ 原状回復策

不法投棄が確認された段階で調査を実施するなどにより、新たな不法投棄の誘発、不法投棄の常態化・大規模化を防止するよう努め、不法投棄物の撤去を実施しています。

不法投棄緊急撤去事業



（撤去前）

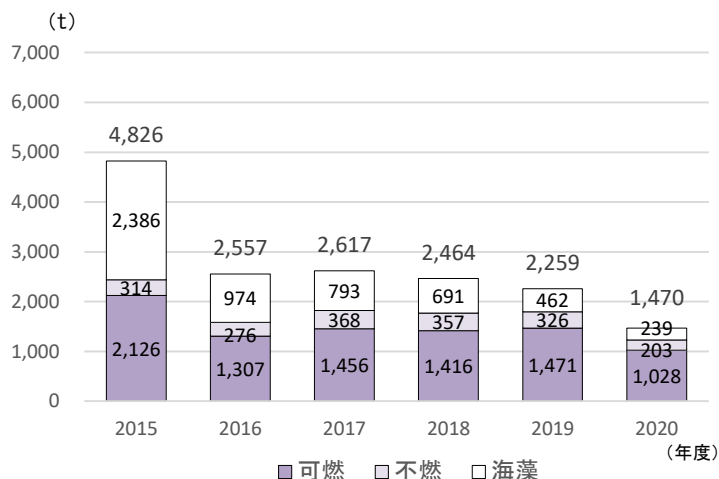


（撤去後）

▶ 海岸美化等の推進

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県、沿岸13市町及び（公財）かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。

海岸ごみ回収の実績



(3) 災害廃棄物対策

大規模災害で発生する災害廃棄物について、一層迅速な処理が進むよう、国や関東周辺の都県、県内市町村、民間事業者団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。

▶ 「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」の策定

東日本大震災の発生や2015年の廃棄物処理法の改正を受けて、2017年に策定しました。

「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537460/index.html>



▶ 県域を越えた協力体制の構築

環境省と1都9県等で構成する関東ブロック協議会において、県域を越えた災害廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めています。

▶ 市町村等への技術的支援

発災時に災害廃棄物の処理主体となる市町村等を対象としたセミナー開催などにより、技術的支援を行っています。

▶ 職員の教育訓練

有識者や被災経験のある自治体職員らによる講習会などを通じ、発災時における課題や対応策の共有等を行いました。また、発災を想定した対応や業務マニュアル、県及び市町で締結している協定等の検証を行いました。

3 自然環境



2025年のめざす姿

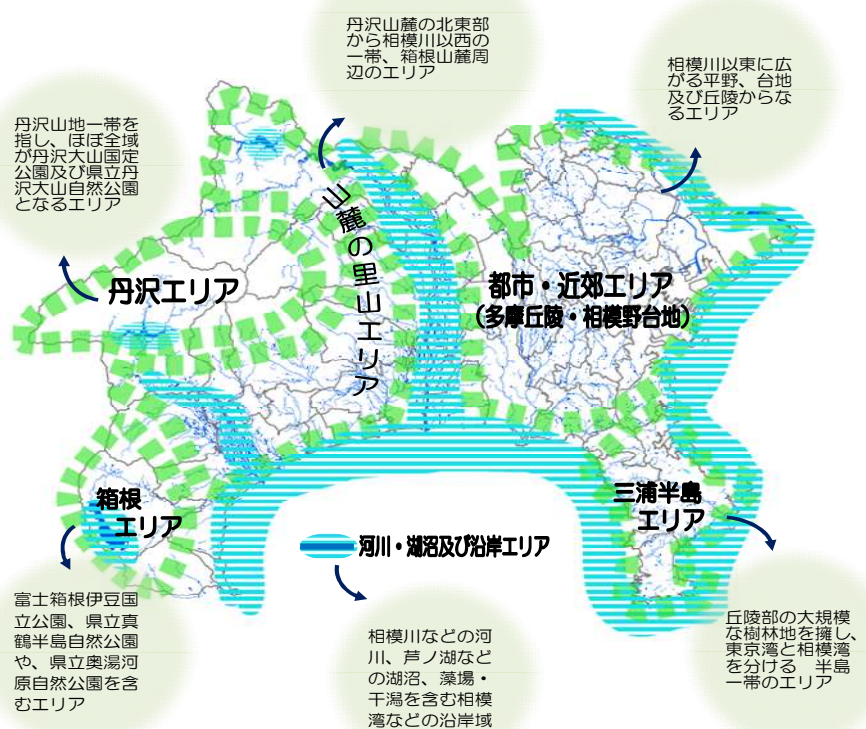
丹沢大山などの水源地域の森林や里地里山、都市のみどりなどの保全・再生の取組が進むとともに、各主体の日常生活や事業活動において、生物多様性の保全のための行動がとられるなど、生物多様性の理解と保全行動が進んでいます。

1 現況

(1) 生物多様性

生物多様性とは、様々な生物が複雑に関わりあって存在することです。人の暮らしはこのような生物や生態系の恵みに支えられています。

変化に富んだ地形を有する神奈川県には、気候や土地利用の状況に応じて、様々な生物が生息・生育しています。生態系のまとまりを踏まえた地域ごとの課題があるほか、野生鳥獣との共存、外来生物の防除などといった県全域の課題もあります。

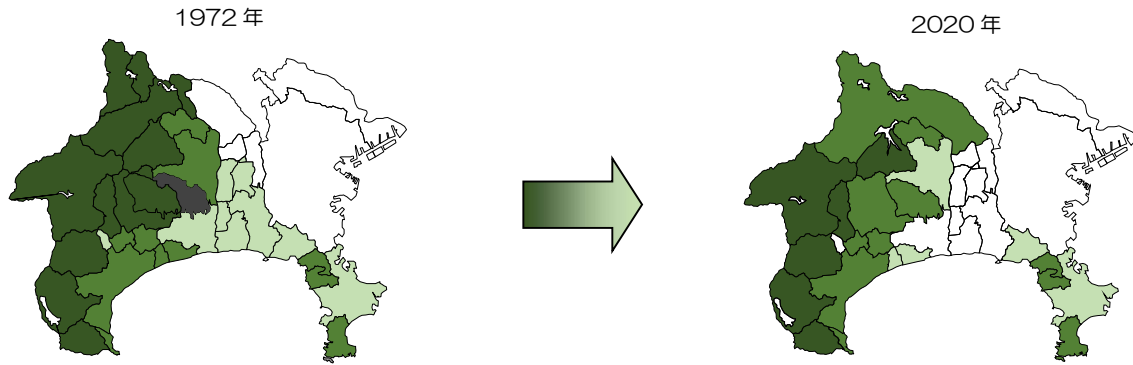


生態系に着目した県土のエリア区分図

(2) みどり

箱根や丹沢大山などの広大な森林、多摩・三浦丘陵、里地里山などといった多彩な表情を持つ豊かなみどりが残っています。しかし、高度経済成長期以降みどりの減少が進んでいます。残されたみどりの質の向上と、開発によって分断・縮小したみどりの保全と創造が必要です。

県土に占める農地及び森林の割合の推移



割合 = $\frac{\text{農地面積} + \text{森林面積}}{\text{市町村面積}}$	70%以上	
	70%未満	
	50%未満	
	30%未満	

	県土面積 (ha) (a)	農地面積 (ha) (b)	森林面積 (ha) (c)	割合 (%) (b+c)/a
1972年	238,728	31,400	97,553	54.0
2020年	241,610	18,400	94,701	46.8

* 県土面積資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。
 森林面積資料：県森林再生課「神奈川地域森林計画」による。
 農地面積資料：農林水産省「農林水産関係市町村別統計」による。

緑地保全制度などにより保全された緑地等の状況

(単位：ha)

緑地の種類	2018年度末	2019年度末	2020年度末	増減*1
自然公園	55,138	55,138	55,138	0
保安林	51,911	51,912	51,918	6
自然環境保全地域	11,236	11,236	11,236	0
歴史的風土保存区域	989	989	989	0
歴史的風土特別保存地区	574	574	574	0
近郊緑地保全区域	4,800	4,800	4,800	0
近郊緑地特別保存地区	844	852	852	0
特別緑地保全地区	749	790	789	△1
風致地区	14,978	14,978	14,978	0
生産緑地地区	1,293	1,276	1,262	△14
トラスト緑地	822	819	820	1
都市公園	5,031	5,031	—*2	0

*1 直近2年を比較した増減。都市公園のみ2018年度と2019年度の比較

*2 2020年度末の都市公園の面積は、2022年4月把握予定

県内のトラスト緑地



(3) 丹沢大山の自然環境

1980年代から、丹沢山地の生態系に大きな異変が起こり始めました。広範囲にわたるブナ等の立ち枯れや林床植生¹の衰退、ニホンジカの個体数増加などが進み、種々の対策を講じましたが、自然環境の劣化に歯止めをかけるには至りませんでした。

さらなる対策を検討するため「丹沢大山総合調査」が実施され、この自然環境の劣化は人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合って引き起こされていることが明らかになりました。

調査結果を受けて、県は「丹沢大山自然再生計画」を策定し、現在まで取組を進めています。

(4) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然環境を構成する大切な要素ですが、一方で農林水産業や生活に被害を及ぼし、生息数増加による自然生態系への影響が懸念されています。人と野生鳥獣との軋轢を軽減・解消し、長期的観点からの安定的な保護を図る必要があります。

これまでの取組により、ニホンジカの生息数は減少傾向にあると推定されますが、丹沢山地全体の植生回復には至っていません。また、これまでは影響が見られなかった箱根山地等において、ニホンジカによる森林への影響が懸念される状況も見受けられます。



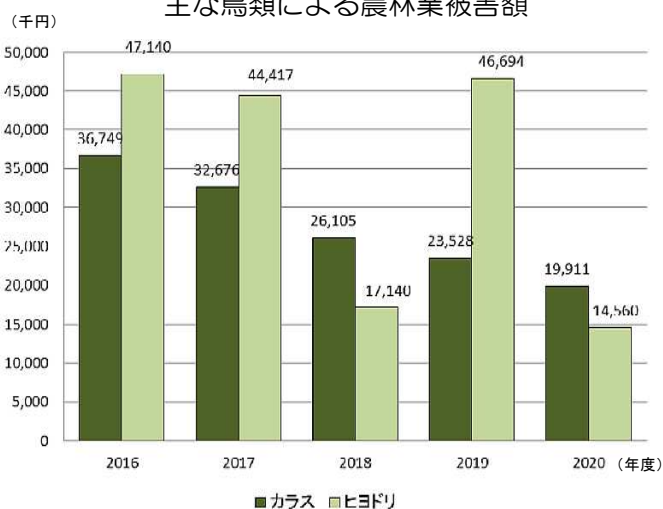
¹ 低木以下の階層を構成する植生

ニホンザルについては生息数の大幅増加は抑制されており、農作物被害は減少傾向も認められますが、生活被害及び人身被害は依然として多く発生しています。

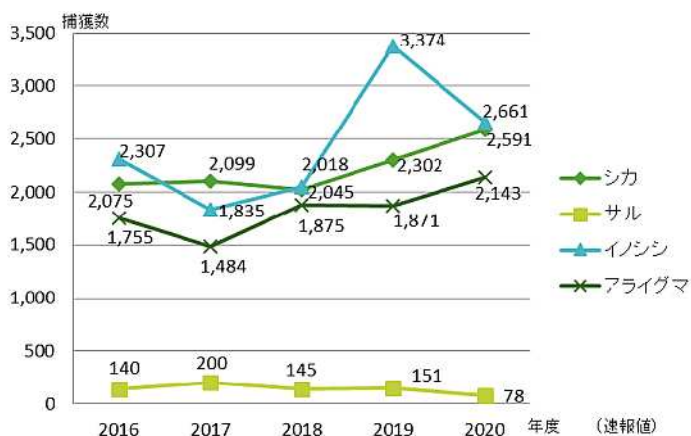
イノシシについても、市街地等への出没が懸念されます。

また、一部の外来生物が繁殖・野生化し、在来生物への脅威となったり、農作物に被害を及ぼすことなどが問題となっています。

主な鳥類による農林業被害額



主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）



主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



(5) 海・川・湖

沿岸域における藻場や干潟は、多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、埋め立てによって多くが失われました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷が、依然として水生生物の生息環境に重大な影響をもたらしています。自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっており、水質や底質の改善はもちろん、今ある藻場や干潟の維持など、生物が住みやすい環境の復元が課題です。

内水面についても、河川環境の変化や開発等に伴い、ミナミメダカやホトケドジョウ等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ²、多自然型護岸や魚道の設置などによる環境復元が求められています。

² 動植物の生息地、生育地

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全

「かながわ生物多様性計画」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として、取組を推進しています。

生態系などに着目して県土を6つのエリアに区分し、エリア毎の地域特性に応じた取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存を目指した取組など、全県的な課題にも取り組んでいます。また、県民や企業など、様々な主体が生物多様性への理解を深め、積極的にその保全に取り組んでいただけのように、情報の収集と発信などを行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/>



(2) 身近なみどりの保全 ～都市と里地里山～

▶ 緑地等の保全制度

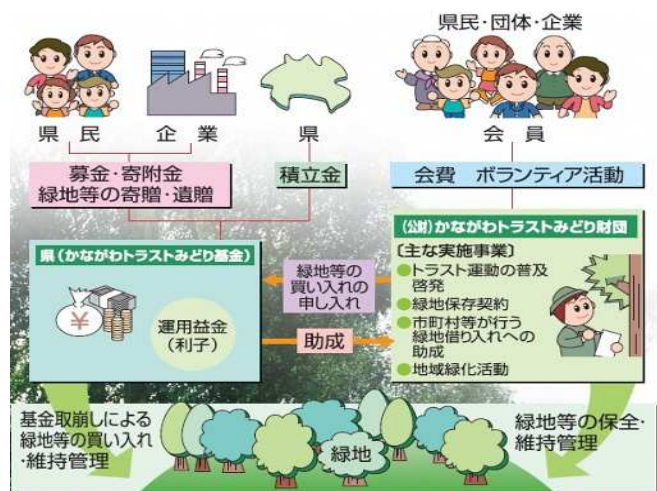
緑地や水辺環境は、生物の生息・生育環境というだけでなく、人の暮らしにおける憩いの場などといった、様々な機能をもっています。そこで、各種法令に基づき、市町村との連携により一定区域の土地を、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全に努めています。

▶ ナショナル・トラスト運動

神奈川に残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。この運動は、県が設置するかながわトラストみどり基金と（公財）かながわトラストみどり財団が中心となり、県民、企業、団体及び市町村が連携して実施しています。

また、（公財）かながわトラストみどり財団では、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行う「みどりの実践団体」へ奨励金を交付するほか、みどりや自然をテーマとした研修会等を開催しています。県は、同財団の事業を通じて、県民等のみどりに関する自発的活動を支援しています。

<https://ktm.or.jp/national/trust/>



かながわのナショナル・トラスト運動の仕組み



▶ 里地里山の保全等

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域であり、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて作り上げてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働して保全等に取り組んでいます。

県は、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」により、こうした取組を支援するとともに、フェイスブックやホームページなどによる情報発信や里地里山の地域資源を活用したモデルツアーを実施しました。

<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama> (フェイスブック かながわの里地里山)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/index.html> (かながわの里地里山ホームページ)



(「子ども里地里山体験学校」を開催
(厚木市七沢))



(3) 丹沢大山の自然再生

「丹沢大山自然再生計画」では、丹沢を森林のタイプ、地形、標高などによって、4つの「景観域(奥山域、山地域、里山域、渓流域)」に区分し、それぞれの自然再生目標を設定しています。また、8つの特定課題を設け、取組を進めています。

これまでの取組により、奥山域の一部では林床植生の回復が見られるなど、一定の成果が得られましたが、丹沢全域での目標達成はできていません。

自然再生には長期的観点が必要であり、計画実施に当たっては、自然環境の状態をモニタリングし、柔軟に事業の見直しを行う「順応的管理」の仕組みを取り入れています。「丹沢大山自然再生委員会」が、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗や効果などを点検・評価しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/e-tanzawa/keikaku-torikumi.html>



丹沢大山自然再生計画の特定課題等

- ・ 特定課題Ⅰ ブナ林の再生
第2期計画までの技術開発の成果やブナ林衰退リスクマップを活用して、植生保護柵、奥山域の人工林を含めた土壌保全対策、生息状況に応じたニホンジカの管理捕獲、ブナハバチの防除対策等を効果的に組み合わせ、統合的な取組を段階的に実施しています。
- ・ 特定課題Ⅱ 人工林の再生
県産木材の有効活用を図りながら、地域特性に応じた適切な森林整備と整備に必要な基盤整備を進めています。また、森林整備とニホンジカ管理捕獲の連携を継続するとともに、森林モニタリングを実施し、水源かん養機能等に関する事業効果の検証を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅲ 地域の再生
地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組に対する支援を継続しています。また、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域全体の活動を推進しています。

- 特定課題Ⅳ 溪流生態系の再生
 治山事業などによるダム湖等への土砂流入の抑制や、森林土壌保全対策などによる溪流への土壌流入の防止を図っています。また、第2期計画期間中に作成した「溪畔林整備の手引き」を普及して、私有林を含めた溪流沿いの人工林整備に活用するとともに、各種モニタリングを継続しながら、溪流生態系の保全・再生手法を検討しています。
- 特定課題Ⅴ シカ等野生動物の保護管理
 奥山域における管理捕獲を継続してニホンジカの生息密度低下を図るとともに、山地域における森林整備と連携したニホンジカ管理捕獲の取組や、里山域で地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策への支援を継続しています。
- 特定課題Ⅵ 希少動植物の保全
 情報収集が可能な種について生息状況等の把握に努め、モニタリング手法や保全手法の検討を進めています。また、植生保護柵の設置箇所希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等との連携を図りながら、希少植物の保全を進めています。
- 特定課題Ⅶ 外来種の監視と防除
 外来種の侵入監視と侵入未然防止のため、各種事業や調査で設置している自動撮影カメラによる情報などを活用しています。アライグマについては、生息分布域拡大を防止する取組を進めています。また、第2期計画に引き続き、丹沢産の緑化種子生産・苗木の供給を行うとともに、林道法面緑化試験施工地でのモニタリング等も実施しています。
- 特定課題Ⅷ 自然公園の利用のあり方
 登山道の巡視等により得た情報を活用して、計画的な登山道整備を進めます。また、団体等との協働による登山道維持管理を継続するとともに、新たな路線での実施を検討しています。
 パークレンジャー及び自然公園指導員の活動や、県立ビジターセンターなどの活用を通して、自然公園を適正に利用するためのマナー等の普及啓発を行うとともに、自然公園の利用のあり方について検討しています。
- 協働・普及啓発
 丹沢大山自然再生委員会との連携や、これまでの県民協働の取組を継続するとともに、新たな協働の取組を検討しています。自然再生活動に係る協働の取組や普及啓発の拠点として、自然環境保全センター及び県立ビジターセンターを活用し、自然再生委員会のホームページや丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）によって、自然再生に関する情報の蓄積と発信を行っています。

（４）野生生物の保護管理



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/>

▶ 鳥獣保護区指定等による管理

- 鳥獣の捕獲行為を禁止する鳥獣保護区を指定し、特に保護が必要な地域を特別保護地区としています。特別保護地区では、埋め立て、干拓、立木の伐採等に許可が必要となります。
- 銃器使用の狩猟を禁ずる特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。
- 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、県の認可を受けた市町村が猟区を設定して入猟者、入猟日、捕獲等の規制を行うとともに、一定の入猟承認料を徴収しています。

▶ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐためには、

- ・ 集落環境整備（鳥獣の隠れ場所をつくらない）
- ・ 被害防護対策（防護柵設置など）
- ・ 鳥獣捕獲

の3つを組み合わせ、地域一体で取り組むことが効果的です。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、「地域ぐるみの対策」を多くの地域で持続的に展開するため、対策の立ち上げから支援し、生態に沿った効果的対策の助言、ドローンなどの新たな技術導入、農家が気軽に相談できる人材育成など、広域的・専門的観点からの支援を行っています。

▶ ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの管理

人と野生鳥獣の共存に向け、「第4次ニホンジカ管理計画」及び「第4次ニホンザル管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携し、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせた対策を講じています

近年、市街地等への出没により人身被害等が懸念されるイノシシについても、「イノシシ管理計画」を策定し、相模川以東の地域ではイノシシの定着を解消するための捕獲を実施しています。

▶ 傷病鳥獣の保護

県民、市町村、関係団体、ボランティア等と連携して傷病鳥獣の救護事業を実施しています。また、救護施設を拠点に活動しているNPO等と連携し、救護技術や知識を有するボランティアを育成しています。

（5）水域環境の保全

▶ 水域環境の把握と保全

赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物保全のため、漁業調査指導船による調査や沿岸漁協の協力による監視を行っています。東京湾と相模湾では、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集を行うとともに、県民への情報発信に努めています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴って減少している在来のヤマメやミナミメダカ、ホトケドジョウ等の増殖に取り組むとともに、河川管理者や市民団体と連携して生息地の保全・復元に取り組んでいます。また、環境教育の一環として、水辺ビオトープで希少魚を保護する小学校への指導・協力を行っています。また、カワウによる魚類の食害についても、追い払い等の対策に取り組んでいます。



（溪流調査風景）



（メダカ調査風景）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mx7/cnt/f430693/p550034.html>（東京湾溶存酸素情報）



▶ 生息環境の回復・創造の推進

東京湾では、様々な魚介類の産卵・育成の場や水質浄化の場として重要な役割を果たす藻場や干潟が大きく減少しています。県では、NPO等との協働でアマモ等の藻場を造成し、豊かな海を取り戻す取組を進めてきました。2015年度からは、これらのNPO等が自立して藻場の造成と維持を行っています。

また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海づくりを目指して、「沈設魚礁」と呼ばれるコンクリートや鉄で作った魚介類のアパートを沿岸域の海底に、「浮魚礁」と呼ばれる海洋観測機能を併せ持つ大きなブイを沖合域に設置しました。これらの周辺では、地付きの魚や回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。



(海洋観測)

(6) 主な外来生物への対策

▶ アライグマ

特定外来生物³であるアライグマによる被害が、横須賀・三浦地域を中心に確認されています。農作物被害にとどまらず、家屋に浸入して天井裏を糞尿で汚すなど、深刻な被害も生じていることから、「アライグマ防除実施計画」に基づいて、計画的捕獲の推進等に取り組んできました。積極的な捕獲を行った地域では生息密度低下の可能性を認められましたが、その一方で分布は拡大しています。引き続き、計画的捕獲等の推進による「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」に取り組んでいます。

第3次アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2016年4月1日から2023年3月31日まで
目標	・最終的な目標：アライグマの全県域からの完全排除 ・2016年4月1日から2023年3月31日までの7年間の目標 ① 生息分布域の縮小 ② 個体数の減少
防除等の内容	・計画的な捕獲 ・農作物残さ等誘引要因の除去、農地・家屋への侵入防止策の実施 ・生息状況、被害状況を把握するためのモニタリングの実施と防除効果の検証 ・アライグマの生態や被害防止策についての普及啓発

³ 海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして、国によって指定されたもの

▶ ヒアリ

特定外来生物のヒアリについては、生態系や農林水産業への影響や、強い毒性による人への影響が懸念されます。2017年に県内（横浜港本牧埠頭及び大黒埠頭）で初めて確認され、2020年度も港湾において確認されました。発見した個体は全て殺虫処分していますが、国内での定着が懸念されています。県民からのヒアリに関する情報収集や相談対応を行うため、ヒアリコールセンターを運営しています。

▶ 外来魚

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定されており、国の許可がない飼養等（飼育、保管、運搬）は禁止されています。県では、「神奈川県漁業調整規則」により、これらの移殖を制限することで拡散防止を図っています。加えて、一部の水域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

また、宮ヶ瀬湖内の外来魚は、ダムからの放水に伴い、下流河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。県では、分布生態調査を実施し、駆除方法の開発や駆除体制の検討を行った結果、個体数抑制の効果が得られました。現在は、ダム管理者への技術的助言を行っています。

近年では、国内他地域から持ち込まれる国内外来魚が、地域の生態系にとって新たな脅威となる可能性が指摘されており、その実態把握が急務となっています。

4 大気環境



2025年のめざす姿

大気、水、土壌の環境は良好な状態が維持され、光化学オキシダントやPM2.5といった課題の解決に向けた取組が進んでいます。また、排出される化学物質は低減され、環境に配慮したまちづくりや農林水産業の取組が進んでいます。

4～8の「2025年のめざす姿」は、共通の内容*であるため、このページにのみ記載しています。
(* 環境基本計画において、「生活環境の保全」として「めざす姿」を掲げています。)

1 現況

(1) 大気汚染物質

「大気汚染防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などに基づいて、工場などから排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、九都県市で連携して、旧式ディーゼル車の運行規制を実施するなど、自動車から排出される大気汚染物質を抑制するための取組を行っています。

そうした取組により、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質¹及び微小粒子状物質（PM2.5）²は環境基準³を達成していますが、光化学オキシダント⁴の環境基準達成は、依然として厳しい状況にあります。PM2.5については現在の水準を維持するため、発生源の把握や環境中における二次生成機構の解明が急務です。

また、PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質の一つとされる揮発性有機化合物（VOC）⁵についても、排出削減に向けた自主的取組を促す啓発活動や調査研究などに取り組んでいます。

¹ 大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい「降下ばいじん」と大気中に長期間浮遊する「浮遊粉じん」があり、「浮遊粉じん」の中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）という。

² 大気中に浮遊する粒子状物質（PM: Particulate Matter）のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称

³ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの

⁴ 自動車や工場から排出される窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）を主体とする原因物質が太陽光線に含まれる紫外線の照射を受け、化学反応を起こすことによって生じる二次的な汚染物質

⁵ 揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称

環境基準が定められている大気汚染物質

汚染物質	発生源	環境基準
二酸化硫黄	工場、火力発電所等のばい煙等	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	自動車排出ガス等	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	人為発生源由来：工場、ディーゼル車等の他、排気ガス中の成分が大気中で反応して生成 自然由来：土壌粒子、海塩粒子等	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	浮遊粒子状物質と同様 (ただし、人為発生源由来の比率が高いといわれている。)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	工場のばい煙、自動車排出ガス、肥料製造施設、硝酸製造施設等	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	原因物質として工場のばい煙等、自動車排出ガス等	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	工場の排出ガス、自動車排出ガス等	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	工場の排出ガス、ドライクリーニング機等	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	工場の排出ガス、洗浄施設、混合施設等	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

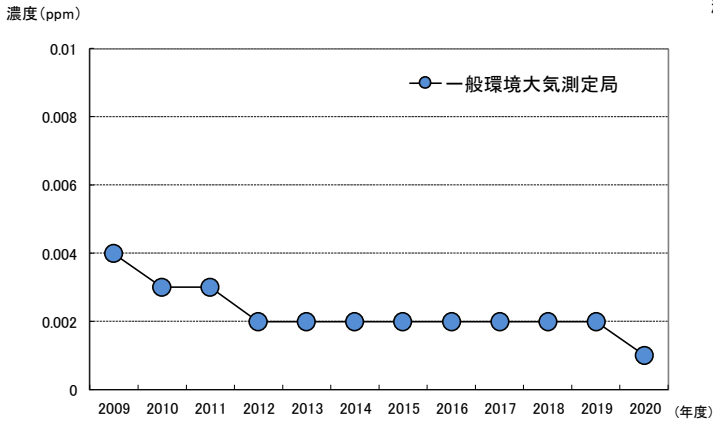
▶ 大気汚染物質の測定結果

2020年度は、県内90の常時監視測定局（一般環境大気測定局59局、自動車排出ガス測定局31局）で大気汚染物質を測定しました。その結果、測定局の数に違いはありますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）は、有効測定局すべてで環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントは、測定した59局の中に環境基準を達成できた局はありませんでした。

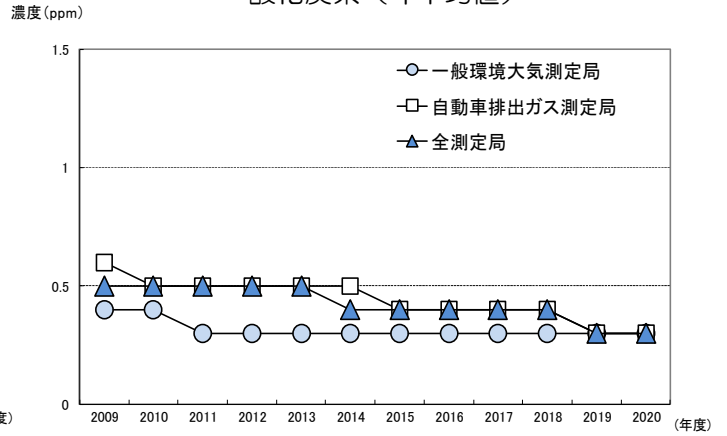
PM2.5については、「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、県内の濃度が高くなる見込みの有無を判定し、ホームページでお知らせしています。2020年度は注意喚起を要する程の高濃度に達した日はありませんでした。

主な大気汚染物質濃度の経年変化

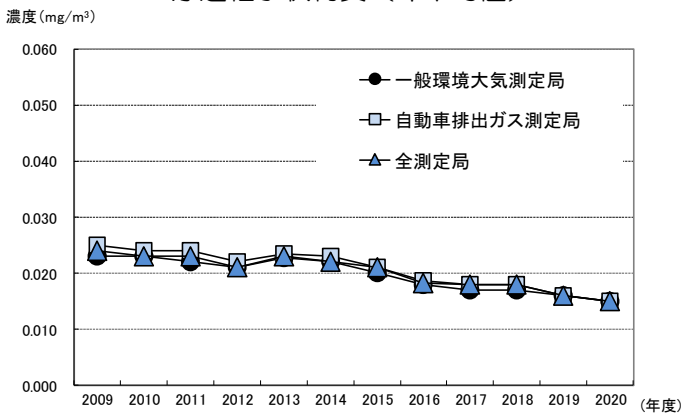
二酸化硫黄（年平均値）



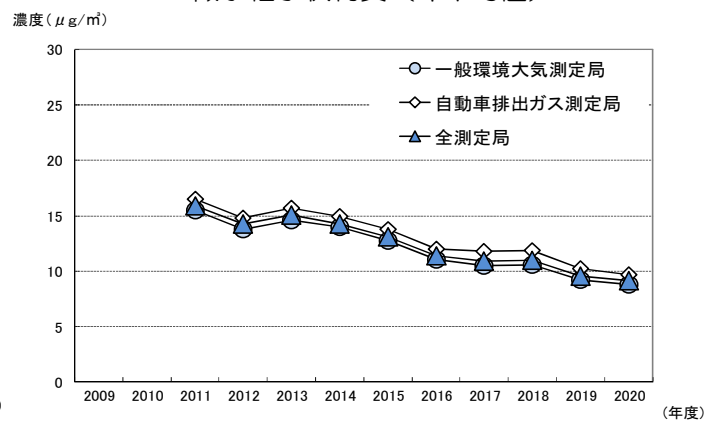
一酸化炭素（年平均値）



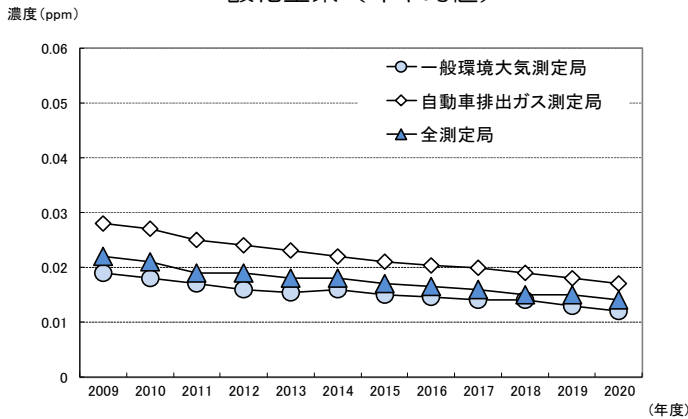
浮遊粒子状物質（年平均値）



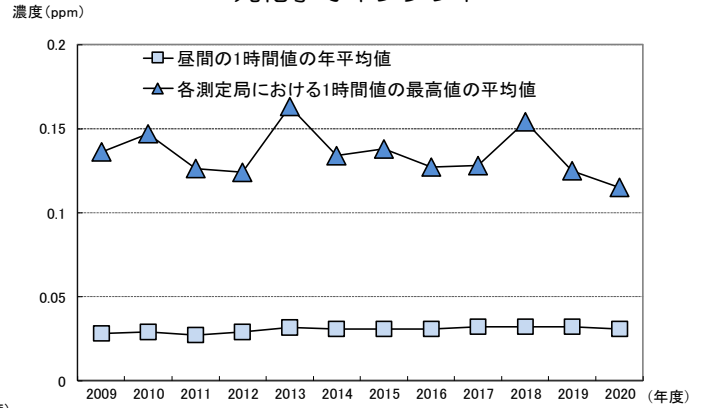
微小粒子状物質（年平均値）



二酸化窒素（年平均値）



光化学オキシダント



▶ 酸性雨の実態把握（雨水の酸性度測定結果）

川崎市と共同で、県内2地点（川崎市、平塚市）における雨水の酸性度（pH）測定と主要イオン等の成分分析を行いました。

前年度と比較して、両地点とも pH が上昇（酸性度が低下）していました。また、両地点とも、全国平均より pH が高い（酸性度が低い）傾向にありました。

酸性度（pH）の経年変化（年平均値）

調査地点	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
川崎市	5.1	5.4	5.5	5.8
平塚市	5.1	5.3	5.2	5.5
全国平均 *	4.9	4.9	4.8	-

* 出典:全環研第6次酸性雨全国調査報告書
pH が7より低い数字の場合は酸性、大きい場合はアルカリ性

▶ 有害大気汚染物質の測定結果

2020 年度は、有害大気汚染物質⁶を県内 21 地点で測定しました。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべてにおいて、環境基準を達成していました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、「水銀及びその化合物」、ニッケル化合物、「ヒ素及びその化合物」、1,3-ブタジエン及び「マンガン及びその化合物」も、すべてで指針値を下回りました。

（2）アスベスト

アスベスト（石綿）は、2006 年に製造、使用等が全面禁止されました。しかしながら、解体工事現場などからのアスベスト飛散事例が全国的に確認されています。今後は、2028 年頃をピークとして、アスベストを使用した建築物などの解体が増加する見込みになっています。2020 年度の「大気汚染防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の改正により、建築物解体時などにおけるアスベストの飛散防止対策が更に強化されました。

▶ 大気中のアスベスト濃度

環境省では、大気中のアスベスト濃度について「石綿繊維数濃度 1 本/ℓとすることが適当である」としています。現在、大気中のアスベスト濃度について環境基準は設定されていませんが、2020 年度に、県が所管する常時監視測定局周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した結果、いずれの地点でも石綿繊維数は 1 本/ℓを大きく下回る濃度でした。

⁶ 低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で、大気汚染の原因となる物質。特に優先的に対策に取り組むべき物質としては、ベンゼン等 22 物質がある。

常時監視測定局におけるアスベスト環境調査結果（本/μg）

測定局名	測定期間	測定結果
愛川町役場	10月6日～8日	0.085
座間市役所	10月13日～15日	0.15
大和市役所	11月10日～12日	0.14
寒川町役場	11月17日～19日	0.11
三浦市城山 (旧三崎中学校)	11月24日～26日	0.085
逗子市役所	12月8日～10日	0.081
南足柄中部公民館	12月15日～17日	0.056
伊勢原市役所	12月22日～24日	0.17

2 県の取組

(1) 大気環境保全対策

▶ 固定発生源⁷

「大気汚染防止法」等に基づき、ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉など）等を設置している工場・事業場に対して、立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置、維持管理及び燃原料の使用状況等について、規制基準に適合していることを確認しています。光化学オキシダントに関しても、緊急時措置の実施状況を確認しています。その他に、公害防止装置の設置、燃料や燃焼方法の改善等について指導を行っています。

また、「大気汚染防止法」の改正によって規制対象に追加された揮発性有機化合物（VOC）について、排出抑制に向けた事業者の自主的な取組の促進を図っています。

光化学オキシダント濃度が高値となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場、関係機関及び市町村に連絡して県民の方々の被害防止に努めています。2020年度における光化学スモッグ注意報の発令日数は計2日間、被害発生日数は0日間、被害届出者数は0人でした。光化学スモッグ注意報などの大気汚染情報は、ホームページで提供しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html>



⁷ 工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉、廃棄物焼却炉など

区分	地域	立入検査数* (件)
県所管	横須賀三浦地区	13
	県央地区	44
	湘南地区	29
	県西地区	34
合計		120

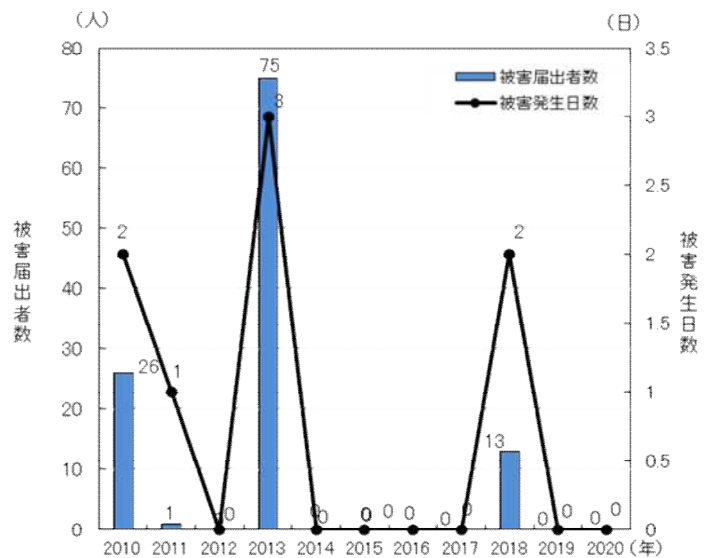
*立入検査数は、延べ工場・事業場数（2020年度末）
参考：政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市）における検査数は、998件

▶ アスベスト

「大気汚染防止法」に基づき、アスベスト除去等の作業を行う工事現場などに対して立入検査を実施しています。必要に応じて現場周辺の環境調査を実施するなど、適正な除去作業が行われるよう指導しています。2020年度は、75の工事現場に立入検査を行い、うち5件について周辺環境調査を実施しました。

また、神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市が協定を締結し、アスベストを取り扱う建築物解体工事事業者に対する指導等について協力連携して取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto1.html>



(2) 自動車排出ガス対策

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（「自動車NOx・PM法」）に基づく「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」）を策定し、実施しています。

旧式ディーゼル車については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、運行を規制しています。

▶ 総量削減計画

「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」では、2020年度までの県内全域における大気環境基準確保を目標として、総合的かつ計画的に自動車からの排出ガス抑制に取り組みました。

具体的には、「ディーゼル車運行規制」に基づき、条例の排出基準に適合しない車両の県内での運行を禁止するための検査を実施するとともに、低公害車やエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車の利用促進に取り組んでいます。

川崎市臨海部は他の地域に比べて二酸化窒素濃度が高い傾向にあります。引き続き二酸化窒素の高濃度情報を発信したり、運送事業者等への低公害車使用の呼びかけを行うなど、事業者等と連携して重点的な取組を行います。

▶ ディーゼル車の運行規制等

排出基準に適合しない旧式ディーゼル車については、「ディーゼル車運行規制」により県内の運行を禁止しています。対象車両の検査を路上などで行い、基準不適合車の使用者には、速やかな改善を指導しています。改善指導に従わない使用者には運行禁止を命じ、命令に従わない場合は罰則を適用することがあります。

ディーゼル車の運行規制は、荷主等の運行依頼者にも適用され、運送等の委託時には運行規制が守られるよう、適切な措置を講じることを義務付けています。

県内の主要道路沿道で測定した浮遊粒子状物質の年平均値は、ディーゼル車運行規制等の開始前だった 2002 年度に比べ、2020 年度は約 61% 低減しました。2014 年度以降は、すべての自動車排出ガス測定局で環境基準を達成しています。

条例では、運行規制のほかに、燃料規制により、粒子状物質の排出量増大をもたらす重油や重油を混ぜた燃料等を自動車の燃料として使用または販売することを禁止しています。燃料規制の検査は、2003 年 4 月から 2021 年 3 月までに 698 箇所を実施し、条例基準に適合しない燃料を使用していた 30 件に対して改善指導を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/diesel/index.html>



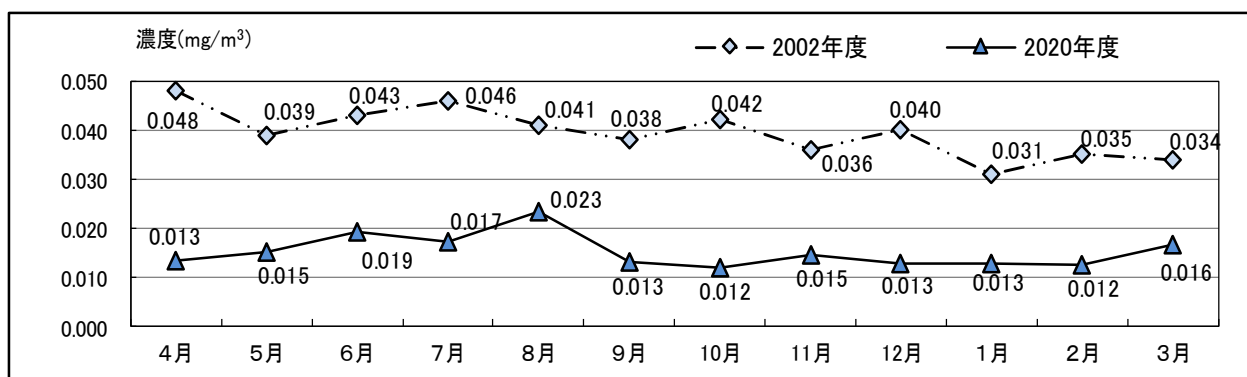
ディーゼル車運行規制

規制内容	条例の粒子状物質（PM）排出基準を満たさない車両での運行禁止
規制される排出ガス中の物質	粒子状物質（PM）
規制対象地域	県内全域
規制対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースにした特種用途自動車 （「1, 2, 4, 6, 8 ナンバーの車」と「5, 7 ナンバーで乗車定員 11 人以上の車」）
規制対象型式	1979 年頃までに製造された、排出ガス識別記号のない車両 排出ガス識別記号が K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC- の車両（車検証の「型式」欄に記載） * 並行輸入車等で国土交通省から型式指定を受けていない車や改造車の場合、排出ガス識別記号だけでは判断できないことがあります。
罰則等	運行禁止命令（運行禁止命令に従わない場合は、50 万円以下の罰金）
備考	知事が指定した PM 減少装置を装着している自動車は県内を運行可能（自動車 NOx・PM 法で定められた特定の地域内では車両の登録ができない場合があります。）

2020年度の検査実施結果（累計）

検査区分	箇所数	検査台数	不適合
路上検査	0	0	0
ビデオ検査	15	2,845	6
拠点検査	1	12	0
事業所検査	0	0	0
計	16	2,857	6 (0.2%)
(参考) 2003～2020年度累計	6,370	172,619	2,120 (1.2%)

自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移



▶ 低公害車の導入促進

本県を含む九都県市では、「九都県市低公害車指定制度」を運用し、普及に向けた取組を連携して実施しています。県の公用車の調達にあたっては、率先して低公害車を導入しています。

県内の電気自動車等の保有車両数（二輪車を除く） (単位：台)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
電気自動車	5,779	6,709	7,820	8,912	9,482
メタノール自動車	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	1,061	859	704	539	424
燃料電池自動車	51	127	201	234	269
ハイブリッド自動車	327,978	379,506	427,359	473,109	510,694
プラグインハイブリッド自動車	3,247	4,115	5,897	6,703	7,327

出典：自検協統計 自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
九都県市指定低公害車	2,479,662	2,574,555	2,561,008	2,560,064	2,656,967
自動車台数	3,694,534	3,709,712	3,717,559	3,717,684	3,710,713
九都県市指定低公害車普及率（%）	67.1	69.4	68.9	68.9	71.6

出典：九都県市指定低公害車普及状況調査（九都県市大気保全専門部会）、自動車保有状況調査（神奈川県）

▶ 運送業者等におけるエコドライブの推進

「かながわエコドライブ推進協議会」では、構成員である国、市、（一社）神奈川県トラック協会、荷主企業、トラックディーラー等と連携し、エコドライブの普及に取り組むとともに、社内でのエコドライブ教育・指導を担う添乗指導員を養成するためのエコドライブリーダー養成講座の開催など、運送業者等におけるエコドライブを推進しています。

また、県の全機関では、物品の発注や業務を委託する際に低公害車の使用やエコドライブの実践を求める「グリーン配送」の取組を実施しています。

（3）次世代自動車の普及推進

「環境・エネルギー問題」解決への有望な切り札の一つとして、エネルギー効率が高かつ優れた環境性能を有する次世代自動車の普及に向けた取組を実施しています。次世代自動車である、電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の普及に向けた取組は、県のホームページ等で情報を提供しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f4259/>



▶ 電気自動車（EV）

蓄電池を搭載するEVの普及には、充電設備の整備が不可欠です。2020年度末現在、県内の急速充電器設置数は491基となりました。県内のEV保有台数（乗用車）は、2019年度末現在で9,323台となり、いずれも全国トップクラスの普及状況です。

2019年度からは、EV等の蓄電池としての活用促進と太陽光発電の自家消費拡大を図るため、EV等と建物の間で充電電を行うV2H（ビークル・トゥ・ホーム）を導入する個人や法人に対する補助を開始しました。

このほか、一部の県立施設等では、有料駐車場の料金割引を実施して普及に取り組んでいます。

▶ 燃料電池自動車（FCV）

水素と酸素の化学反応を利用する燃料電池を搭載したFCVについては、県内における普及目標を、2020年度までに5,000台、2025年度までに2万台～10万台として、民間企業と行政が連携して取り組んでいます。県では、公用車としてFCVを4台導入し、試乗会や各種イベント等への車両展示等を通じた普及啓発活動などに取り組んでいます。

また、初期需要創出のために導入費用に対する補助金制度を設け、県の補助金交付を受けた自動車については、自動車税（5年度分）を全額減免しています。水素ステーションについても、2016年度から整備費に対する補助を行っています。

導入費用に関する補助金の件数

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
FCV	32	69	68	26	20	39
水素ステーション	—	1	1	0	0	2

神奈川県再エネ水素ステーション ～水素を製造・活用するために～

2017年度に燃料電池自動車（FCV）への充填が可能な再エネ水素ステーションを、麒麟ビール株式会社横浜工場内に設置しました。

この水素ステーションでは、同工場に設置されている薄膜太陽電池等で発電した再生可能エネルギーを利用しており、水を電気分解することでCO₂フリーの水素を製造することが可能です。

この水素ステーションを通じて、CO₂フリー水素社会の具体的なイメージのPRを図っていきます。



(県再エネ水素ステーション外観)

5 騒音・振動・悪臭



1 現況

(1) 騒音

騒音の発生源は、工場・事業場や建設作業、交通機関、一般家庭など多種多様です。

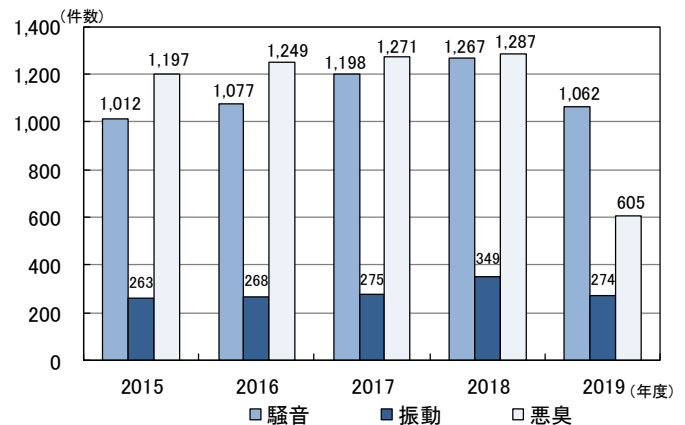
県では、騒音の現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。2019年度の苦情件数は、1,062件でした。

▶ 道路交通騒音及び新幹線騒音

道路交通騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価¹を行っています。2019年度に評価した区間において、評価戸数703,319戸のうち環境基準を達成したのは624,581戸(88.8%)でした。

新幹線騒音については、新型車両導入等による低騒音化が図られていますが、環境基準の達成は依然として厳しい状況です。

騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区間延長(km)	評価区間数	住宅等戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
2015	2,006.6	1,517	618,663	550,992	89.1	39,643	6.4	936	0.2	27,092	4.4
2016	1,970.7	1,580	644,960	575,691	89.3	39,895	6.2	876	0.1	28,498	4.4
2017	2,081.8	1,666	680,348	608,499	89.4	38,857	5.7	1,597	0.2	31,395	4.6
2018	2,107.1	1,601	703,567	636,298	90.4	35,159	5.0	1,594	0.2	30,516	4.3
2019	2,133.1	1,498	703,319	624,581	88.8	39,604	5.6	2,039	0.3	37,095	5.3

¹ 道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法

新幹線騒音測定調査結果

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
調査地点数	23	19	21	17	14
環境基準適合地点数	9	11	11	7	6
環境基準適合率 (%)	39.1	57.9	52.4	41.2	42.9

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地周辺の地域では、長年、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が、深刻な社会問題となってきました。2018 年 3 月に空母艦載機部隊の他県への移駐は完了しましたが、ジェット戦闘機の飛来時には、騒音についての苦情が寄せられています。

厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
調査地点数	32	32	32	32	30
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)
環境基準適合地点数	14	14	30	30	29
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)
環境基準適合率 (%)	43.8	43.8	93.8	93.8	96.7
(うち基地東西 1.5km 以遠地点)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

厚木基地周辺の苦情件数の推移

2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
5,628	4,718	1,082	916	1,038

(2) 振動

振動の発生源も、騒音と同様に多種多様であり、影響範囲が限られているという特徴があります。2019 年度の苦情件数は 274 件でした。

(3) 悪臭

従来、悪臭の発生源は、主に工場や事業場でした。最近では、市街地における店舗等からの「におい」に対する苦情が増加しています。2019 年度の苦情件数は 605 件でした。

2 県の取組

(1) 騒音・振動対策

▶ 道路交通騒音

「騒音規制法」にて、自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められており、1971年以降、順次規制が強化されています。また、県では、道路交通騒音の対策にもなる排水性舗装の敷設等を行っています。

▶ 新幹線騒音

新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の類型を当てはめる地域を指定しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業主の東海旅客鉄道（株）に調査結果を伝え、改善を求めています。

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を拠点とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、ほとんどが硫黄島で実施されるようになりました。しかし、2017年9月には厚木基地で空母艦載機の着陸訓練が実施されるなど、近年でも空母艦載機飛行による騒音問題が生じています。

2018年3月に空母艦載機部隊の移駐は完了しましたが、部隊移駐による基地周辺住民の負担軽減が確実なものとなるよう、今後も騒音問題の解決に取り組んでいきます。

また、県と関係市では、厚木基地周辺の計31地点（環境基準の類型指定地域外1地点を含む）において航空機騒音を測定しています。測定結果を環境科学センターで解析し、「航空機騒音測定調査結果報告書」として、県や市の環境担当窓口、公立図書館等に配布しています。また、県では、環境基準の類型を当てはめる地域を指定し、告示することによって航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417272/>



(2) 悪臭対策

従来は、「悪臭防止法」に基づき、アンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきました。しかし、近年は市街地において店舗等からの「におい」による悪臭問題が増加しています。従来の規制方法では対応が困難となっており、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を採用して問題に対応しています。

県が定める臭気指数規制内容

(1)規制対象地域	神奈川県内の区域（市の区域を除く。 ^{*1} ）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
(2)規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3)規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） (7) 1種地域 ^{*2} 臭気指数〔10〕 (4) 2種地域 ^{*3} 臭気指数〔15〕
	イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
	ウ 排水水における規制基準（3号基準） (7) 1種地域 臭気指数〔26〕 (4) 2種地域 臭気指数〔31〕

*1 市では、悪臭防止法第4条の規定に基づき、独自に管轄市域内の規制方法を定めています。
 なお、2019年4月現在、横浜市、川崎市を除くすべての市は臭気指数規制を基準として取り入れており、横浜市、川崎市は特定悪臭物質規制を取り入れています。

*2 1種地域：住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）

*3 2種地域：商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/souon/index.html>（騒音・振動）



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/akusyu/index.html>（悪臭）



6 水環境



1 現況

水質汚濁の原因は多岐にわたります。人の活動に伴うもののほか、例えば火山活動など自然的要因によるものもあります。下水道など生活排水処理施設の整備により、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD¹）又は化学的酸素要求量（COD²）の環境基準達成率は、改善傾向にありますが、100%の達成には至っていません。

県民の主要な水がめである相模湖・津久井湖は、窒素、^{りん}リンの濃度が高く、アオコが発生しやすい状況にあります。また、水源地域における森林の荒廃が進み、水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の低下が課題となっています。

県では、2007年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、継続的な水源環境の保全・再生の取組を総合的に進めています。

（1）河川

2020年度は、27河川（支川を含めると56河川）89地点で調査しました。

人の健康保護に関する27項目（健康項目）及び生活環境保全に関する12項目（生活環境項目）等、計52項目の環境基準項目等を調査しました。

▶ 健康項目

早川の2地点では、^ひ砒素が環境基準を超過していましたが、他の項目は全て環境基準値内でした。その他の測定地点では、全ての環境基準を達成していました。

健康項目の調査結果

項目	概要	発生源	健康への影響	環境基準
砒素	早川の2地点で環境基準を超過した（共に0.015mg/L）	火山地帯における自然的要因によるもの	当河川からの水道取水はなく、健康への影響はない	0.01mg/L 以下

¹ 水中の有機汚濁物質が微生物により分解される時に消費される酸素の量で、河川の汚濁状況を評価するもの

² 水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況を評価するもの。海域や湖沼のように、プランクトン等の生物が多く存在している水域では、それらの呼吸作用による酸素消費量を考慮する必要があるため、BODではなくCODを水質指標として用いる。

▶ 生活環境項目

・類型指定³水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標であるBODについては、水域類型が定められている45水域中43水域で環境基準を達成していました。水道水源の相模川中流部(A類型)、酒匂川上流部(A類型)をはじめ、県内の主要水域は、いずれもBODの環境基準を達成していました。

主要河川のBODの環境基準達成状況

水域名(類型)	2018年度	2019年度	2020年度
多摩川中下流(B類型)	○	○	○
鶴見川上流(D類型)	○	○	○
鶴見川下流(C類型)	○	○	○
相模川中流(A類型)	○	○	○
相模川下流(B類型)	○	○	○
酒匂川上流(A類型)	○	○	○
酒匂川下流(B類型)	○	○	○

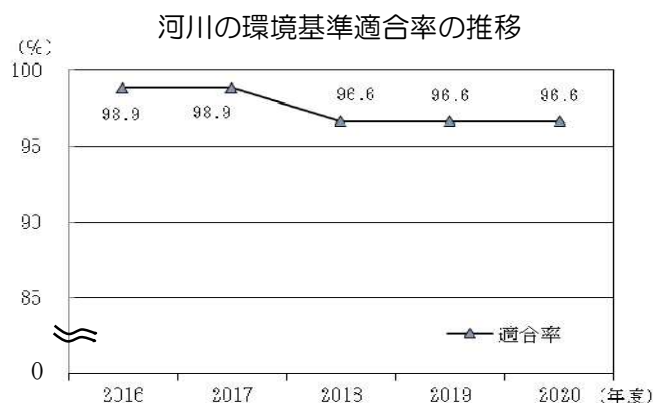
* 「○」は達成を示します。

県内の河川に係る生活環境の保全に関する環境基準(BOD)

類型	環境基準値(BOD)	主な利用目的の適応性
A	2mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、ヤマメ、イワナ等の生息あり、水浴に適する。
B	3mg/L以下	高度の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり
C	5mg/L以下	コイ、フナ等の生息あり
D	8mg/L以下	農業用水として利用可能
E	10mg/L以下	日常生活上不快感を生じない程度

・測定地点における環境基準達成状況

測定89地点(27河川)中86地点(96.6%)で、BODの環境基準を達成していました。



³ 生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の水域を利用目的に応じて区分し、その区分(類型)ごとに環境基準値を定めている。水域ごとに区分(類型)を指定することを、類型指定という。

(2) 湖沼

2020年度は、相模湖5地点、津久井湖4地点、芦ノ湖4地点、丹沢湖4地点及び宮ヶ瀬湖2地点で調査しました。(調査項目は、健康項目27、生活環境項目12項目などの計53項目)

▶ 健康項目

すべての測定地点で環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

・類型指定水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標であるCODの環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている5水域中4水域(相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖)でした。

自然環境保全の目的から、最も厳しい環境基準が適用されている芦ノ湖は、基準を達成していません。

湖沼のCODの環境基準達成状況

水域名(類型)	2018年度	2019年度	2020年度
相模湖(A類型)	○	○	○
津久井湖(A類型)	×	○	○
芦ノ湖(AA類型)	×	×	×
丹沢湖(A類型)	○	○	○
宮ヶ瀬湖(AA類型)	○	○	○

* 「○」は達成、「×」は非達成を示します

県内の湖沼に係る生活環境項目の環境基準(COD)

類型	環境基準値(COD)	主な利用目的の適応性
AA	1mg/L以下	自然探勝等の環境保全、ろ過等簡易な浄水操作で水道利用可能、ヒメマス等の生息あり
A	3mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり、水浴に適する。

相模湖・津久井湖に係る生活環境項目の環境基準(窒素・^{りん}燐)

水域名	類型	項目	環境基準値	暫定目標
相模湖	II	全窒素	0.2mg/L以下	1.2mg/L以下
		全燐	0.01mg/L以下	0.080mg/L以下
津久井湖	II	全窒素	0.2mg/L以下	1.1mg/L以下
		全燐	0.01mg/L以下	0.042mg/L以下

・測定地点における環境基準達成状況

測定 19 地点中 15 地点（78.9%）がCODの環境基準を達成していました。

湖沼の環境基準適合地点の推移

項目	2018年度	2019年度	2020年度
測定地点数	19	19	19
適合地点数	14	15	15
適合率（%）	73.7	78.9	78.9

（3）海域

2020年度は、海域の水質を東京湾 22 地点及び相模湾 20 地点で調査しました。環境基準の調査項目は、健康項目が 25 項目、生活環境項目が 10 項目等、計 46 項目です。

▶ 健康項目

すべての地点で全項目とも環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

・類型指定水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標であるCODの環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている 13 水域（東京湾 11 水域、相模湾 2 水域）中 9 水域（東京湾 7 水域、相模湾 2 水域）でした。全窒素及び全^{りん}燐については、水域類型が定められている 4 水域（東京湾 4 水域、相模湾なし）すべてにおいて、環境基準を達成していました。

海域のCODの環境基準達成状況

類型	水域数	環境基準達成水域数			
		2018年度	2019年度	2020年度	
東京湾	A	2	0	0	1
	B	6	3	3	3
	C	3	3	3	3
相模湾	A	2	2	2	2
計 (達成率%)	13	8 (61.5)	8 (61.5)	9 (69.2)	

* 東京湾は、19 の水域に分けて評価しています。
そのうち 11 水域は県が調査している水域です。
* 相模湾は、2水域に分けて評価しています。

海域の全窒素・全^{りん}燐の環境基準達成状況

水域名	類型	項目	2018年度	2019年度	2020年度
東京湾 (ホ)	II	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (ニ)	III	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (ロ)	IV	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (ハ)	IV	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○

* 東京湾の全窒素及び全燐は、6つの水域に分けて評価しています。
()内は、その水域名を表します。そのうち4水域は県が調査している水域です。
* 「○」は達成を示します。

海域に係る生活環境項目の環境基準(COD)

類型	環境基準値 (COD)	主な利用目的の適応性
A	2 mg/L 以下	自然探勝等の環境保全、マダイ、ブリ、ワカメ等の生息あり、水浴適
B	3 mg/L 以下	ボラ、ノリ等の生息あり、工業用水
C	8 mg/L 以下	環境保全

東京湾に係る生活環境項目の環境基準

水域名	類型	環境基準値	
		全窒素	全磷
東京湾	II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
	IV	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

・測定地点における環境基準達成状況

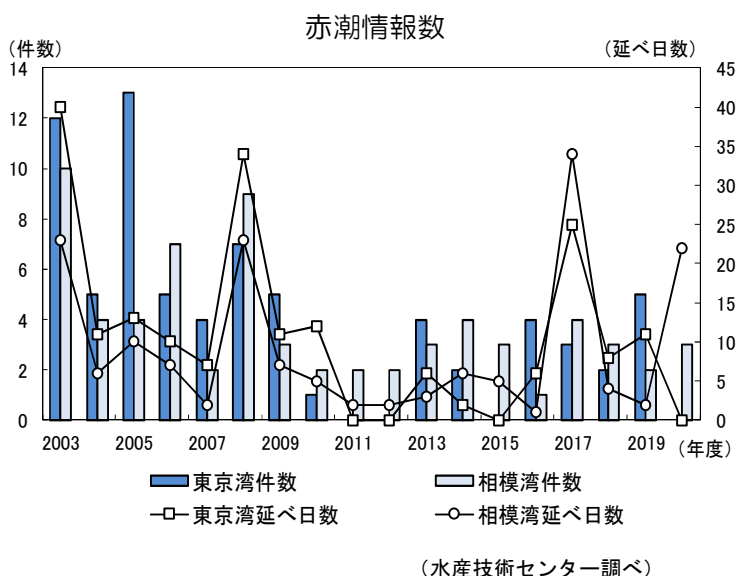
測定 42 地点（東京湾 22 地点、相模湾 20 地点）中 34 地点 (81.0%) が COD の環境基準を達成していました。

CODの環境基準適合地点数の推移

項目	2018年度	2019年度	2020年度
測定地点数	42	42	42
適合地点数	33	35	34
適合率 (%)	78.6	83.3	81.0

・赤潮⁴の発生状況

2009 年度以降の発生件数は、東京湾及び相模湾ともに、それ以前と比較して、低い水準で推移しています。



⁴ 植物プランクトンの大量増殖により、海が赤褐色等に見えること。生活排水や工場排水に含まれる栄養塩類が河川を通じて海に流入し、日照や水温などが好適な条件になると、植物プランクトンが大量増殖することがある。赤潮が発生すると、プランクトンが海水中の酸素を大量に消費することなどにより、魚の大量死を招くことがある。

(4) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目等について、メッシュ調査と定点調査を実施しました。

▶ メッシュ調査

県内全域を2 km メッシュに区切り、各メッシュ内の井戸 1 か所について水質を調査しています。調査は4年間で一巡するよう、計画的に実施しています。

2020年度は、12市1町の110地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目28項目のほか、一般項目5項目について調査しました。

環境基準項目は、103地点で基準を達成しましたが、3市の7地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレンの2項目で環境基準を達成できませんでした。

地下水質測定結果総括（メッシュ調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	110	2	103	93.6
一般項目*	5	110	-	-	-
全項目計	33	110	2	103	93.6

* 一般項目は電気伝導率、pH、水温等

▶ 定点調査

経年的変化の把握を目的として、代表的な地点の水質を継続的に調査しています。

2020年度は、全市町村の96地点でメッシュ調査と同様の項目を調査しました。94地点は環境基準を達成していましたが、2市、2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の1項目が基準を達成できませんでした。

地下水質測定結果総括（定点調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	96	1	94	97.9
一般項目	5	96	-	-	-
全項目計	33	96	1	94	97.9

(5) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、汚染のおそれがある場合は、土地所有者等に対し土壌調査を命じています。調査の結果、汚染が判明した場合には、その土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」と指定し、要措置区域に対しては、汚染の除去等の措置を指示します。

県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

届出種類	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
土地区画形質変更届出	285	378	315	315	348	246
特定有害物質使用事業所廃止届出	14	15	22	21	13	10

(6) 地盤沈下

地盤沈下の状況を把握するため、市町域内で水準測量調査を行っています。横浜市及び川崎市では毎年、県条例の指定地域及び周辺地域である6市1町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市及び寒川町）では隔年で実施しています。

2020年度は、横浜市及び川崎市において調査を実施し、有効水準点数335点、沈下水準点数269点となりました。最大沈下量は川崎市の高津区向ヶ丘の1.29cmでした。

水準測量調査結果

区分	調査水準 点数	有効水準 点数	沈下水準 点数	沈下内容			年間最大沈下点 及び沈下量* (cm)	
				2 cm 未満	2 cm 以上 3 cm 未満	3 cm 以上		
横浜市	98	98	62	62	0	0	栄区金井町	0.76
川崎市	291	237	207	207	0	0	高津区向ヶ丘	1.29
平塚市	-	-	-	-	-	-	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
厚木市	-	-	-	-	-	-	-	-
海老名市	-	-	-	-	-	-	-	-
寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌倉市	-	-	-	-	-	-	-	-
藤沢市	-	-	-	-	-	-	-	-
計	389	335	269	269	0	0		

2 県の取組

(1) 環境基準達成に向けた規制・指導

▶ 水質汚濁防止法に基づく規制・指導

「水質汚濁防止法」では、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の規制等を定めています。

県では、有害物質等を含む排水を排出する特定施設を設置する特定事業場に対し、定期的な立入検査を実施して、排水基準の遵守状況等を確認しています。違反がある場合には指導・勧告等を行います。

▶ 化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

東京湾の水質に影響を及ぼす汚濁物質の負荷量（汚濁負荷量）を削減するため、排出水に含まれる汚濁物質の総量規制制度が導入されています。県は、「化学的酸素要求量（COD）等に係る総量削減計画」に基づいた施策を推進しており、「第8次総量削減計画」のもと、COD、窒素含有量及び^{りん}燐含有量に係る削減対策の実施や、工場・事業場に対する総量規制及び削減指導等を行っています。

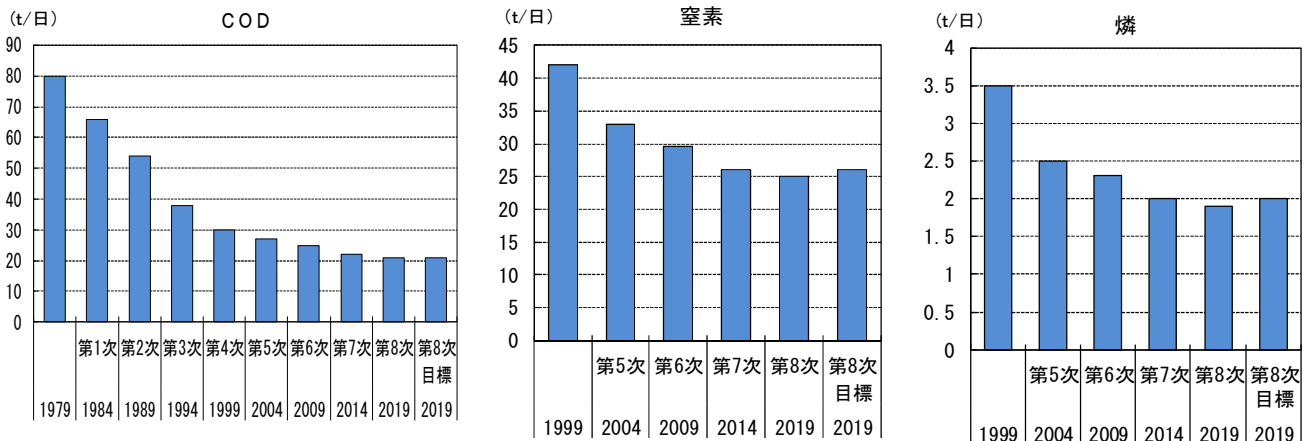
現在、「第9次総量削減計画」の策定に向けて検討を行っています。

東京湾の現状及び対策の実施状況は、ホームページで公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/toukyowann.html>



汚濁負荷量の推移



(2) 生活排水処理施設の整備

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」（生活排水処理100%計画）に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽⁵等の効果的かつ効率的な整備を推進しています。2019年1月には、今後の人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、整備構想を改訂しました。

⁵ し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対し、し尿と生活雑排水を処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

整備構想における生活排水処理施設整備の基本的な考え方

1 整備の基本方針

- ・ 都市化が進んでいることを踏まえた、集合処理である下水道の整備
- ・ 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備
- ・ 集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及

2 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進める。

- ・ 各地域における今後の人口動態・分布の見通し
- ・ 既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）
- ・ 建設及び維持管理に係るコスト比較
- ・ 水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）
- ・ 用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）
- ・ 当該地域の特性、住民の意向

3 早期概成の考え方

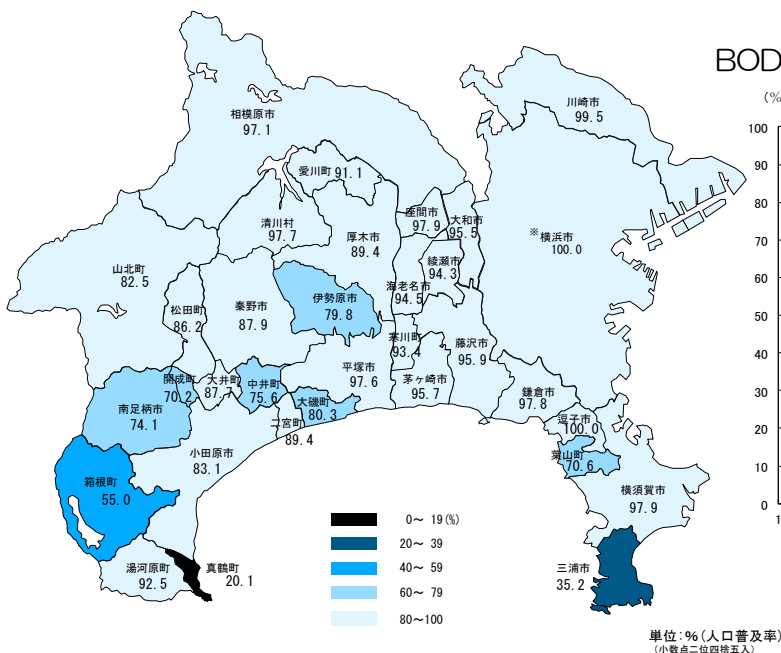
- ・ 人口減少等を踏まえ、集合処理施設整備区域を適切に見直す。
- ・ 生活排水処理施設間の経済比較を原則としつつ、クイックプラン（早期・低コスト型下水道整備手法）の導入などにより 2025 年度までに生活排水処理施設の整備を概ね完了させる。
- ・ 下水道整備に 10 年以上かかる地区については浄化槽整備等による弾力的な対応を行う。

▶ 下水道の整備

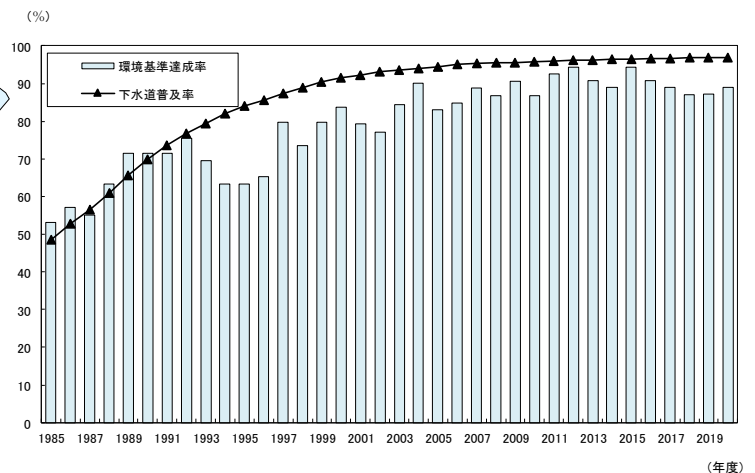
下水道は、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全に不可欠な施設です。流域下水道の整備を図るとともに、市町村が行う公共下水道の整備を促進しています。

2020 年度末の人口普及率は 96.9%です。

市町村別下水道普及状況図（2020年度末実績）



BOD（COD）の環境基準達成状況及び下水道普及率の推移



▶ 合併処理浄化槽設置に対する補助

下水道等が整備されない地域等では、し尿と併せて生活排水を個別に処理する合併処理浄化槽を住宅ごとに設置することが重要です。

県は、市町村が合併処理浄化槽の設置者に設置費用の一部を補助する場合、当該市町村に対して補助を行っています。

▶ 農業集落排水施設の整備

下水道区域外の農業振興地域内において、概ね 20 戸以上、人口 1,000 人以下の農業集落を対象に、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水施設の整備を推進しています。コスト比較や住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、整備を進めています。

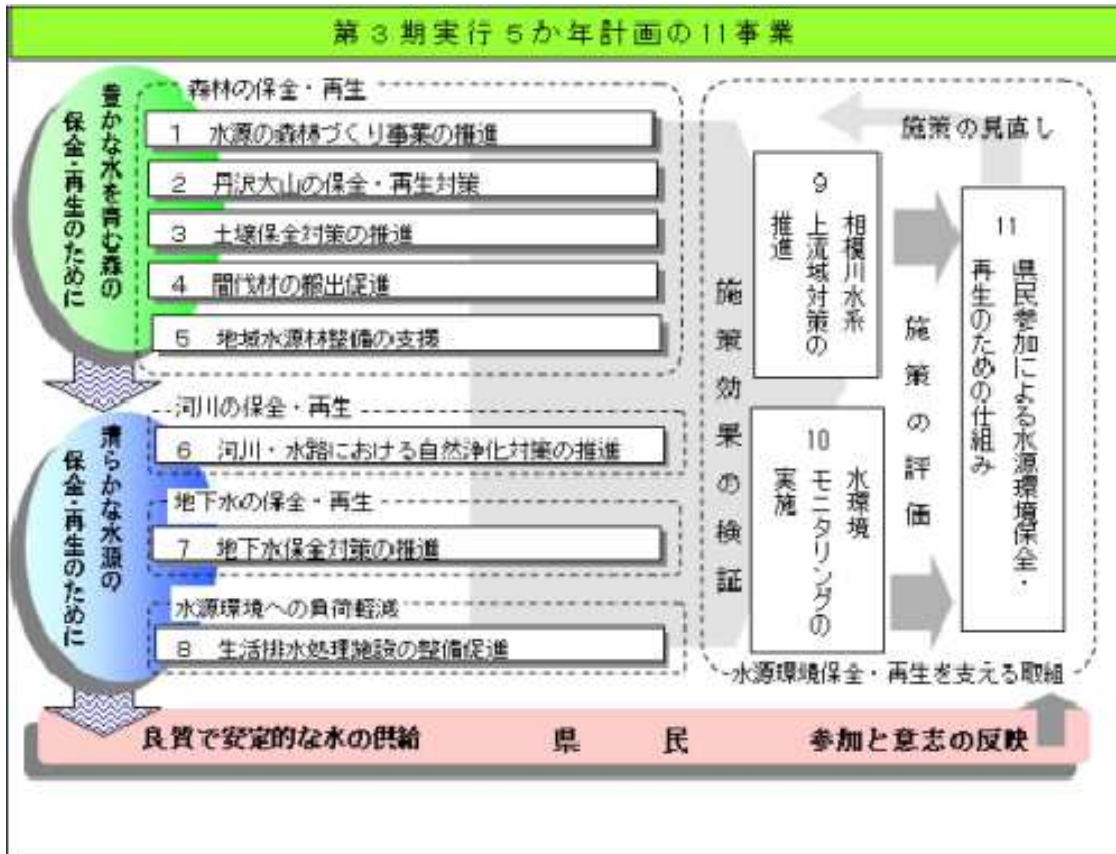
(3) 水源地域における取組

水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を推進しています。事業の推進には、県民の皆様に負担をいただいている水源環境保全税を活用しています。長期継続的な取組が必要であり、現在は、第3期計画（2017年度～2021年度）を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/index.html>



第3期実行5か年計画の11事業



▶ 河川・水路における自然浄化対策

水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図るため、市町村管理の河川・水路において、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路の整備を支援しています。



(生態系に配慮した河川の整備 (相模原市))

河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数

2007~2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
29	4(4)	4(2)	5(2)	7(2)

* () は新規箇所数 (内数)

▶ 地下水保全対策

地下水を主要な水道水源としている地域における、良質な水の安定的な確保のため、市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策を支援しています。

地下水保全対策の実施市町村数

区分	2007~ 2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
地下水かん養対策	6	2	2	2	2
地下水汚染対策	2	1	1	1	1



(地下水浄化設備 (秦野市))

▶ 生活排水処理施設の整備

ダム湖の富栄養化状態を解消するには、生活排水の流入抑制が必要です。県では、ダム集水域における、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村を支援しています。2017年度からは、対象地域をダム下流域にも拡大し、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域(ダム集水域を除く。)における、合併処理浄化槽への転換促進を図っています。

公共下水道の整備面積

(単位: ha)

2007~2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
258.7	21.0	18.0	21.0	17.0

県内ダム集水域における高度処理型合併浄化槽の設置基数

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
979	132	119	101	80



(一般家庭への浄化槽設置(相模原市))

県内ダム下流域における合併浄化槽の転換基数

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
—	60	71	84	92

▶ 県民参加による水源環境の保全・再生

水源環境保全・再生施策については、県民意見を反映するとともに、事業への主体的参加等、県民の意志を基盤とした施策展開を図っています。

・ 水源環境保全・再生かながわ県民会議

有識者、関係団体、公募委員を構成員とする会議において、水源環境保全税を財源とする施策について、点検・評価をいただいています。

・ 市民事業支援補助金

市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動（6団体8事業）に、補助金を交付しました。

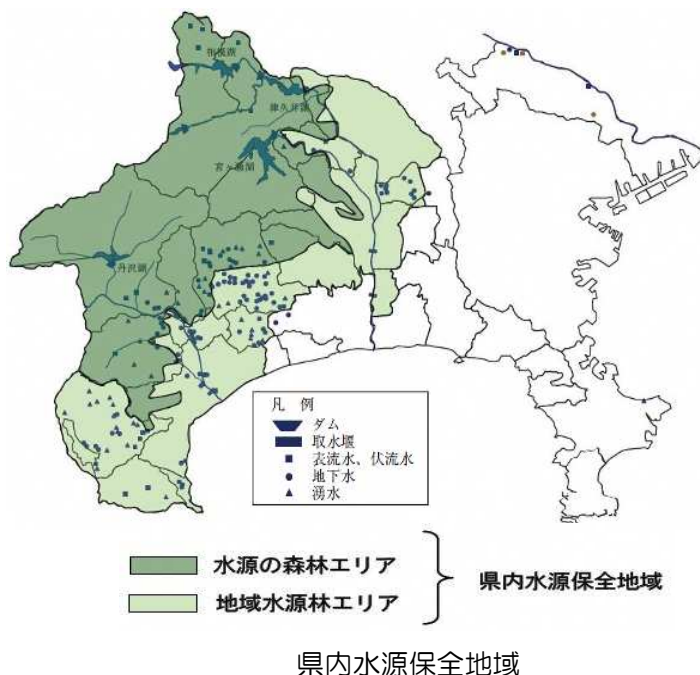


(県民会議委員による事業モニター)

(4) 森林の保全・再生

良質な水の安定的確保には、水源保全地域における健全な森林の保全・維持が不可欠です。

県民の財産である水源地域の森林を次世代に継承し、良質で安定的な水資源を確保するため、県内水源保全地域（水源の森林エリア及び地域の水源林エリア）において、森林の公益的機能を高める森林整備を進めています。



▶ 水源の森林づくり

水源の森林エリア内にある手入れが必要な私有林を、6つの手法により県が公的管理・支援しています。また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を高める整備の方向として、スギ・ヒノキの人工林では、巨木林、複層林、針広混交林等の多彩な森林づくりに取り組んでおり、広葉樹林では適切な手入れを行い、活力ある森林づくりを図っています。

水源地域の森林を守り育てるためには、県民や企業・団体等との連携が必要です。幅広い県民の理解と協力を得るために、寄附や森林づくりボランティア活動への参加の呼びかけ等を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/suigen.html>



水源の森林づくり事業の6つの手法

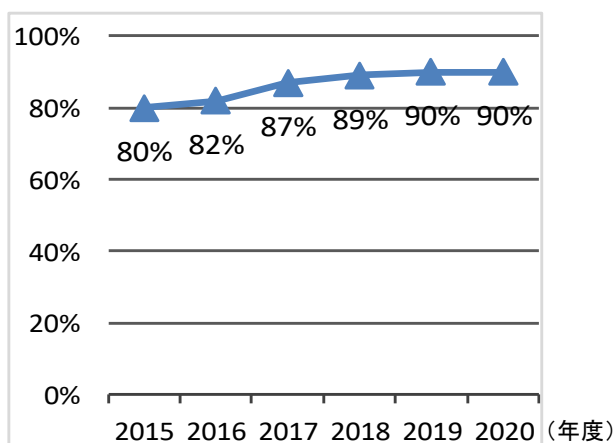
手 法	内 容
協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を県が補助します。
長期施業受委託	森林所有者と森林組合等が森林施業に係る契約を結び、森林組合等が森林の管理・整備を行います。
水源協定林	森林所有者と協定（借り上げなど）により森林を県が整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約*を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。 * 伐採時に生じた収益を森林所有者と分け合う契約
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を県が整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を県が買入れ、保全整備します。

水源の森林の確保の実績 (単位：ha)

1997～2019 年度	2020 年度
21,247	429

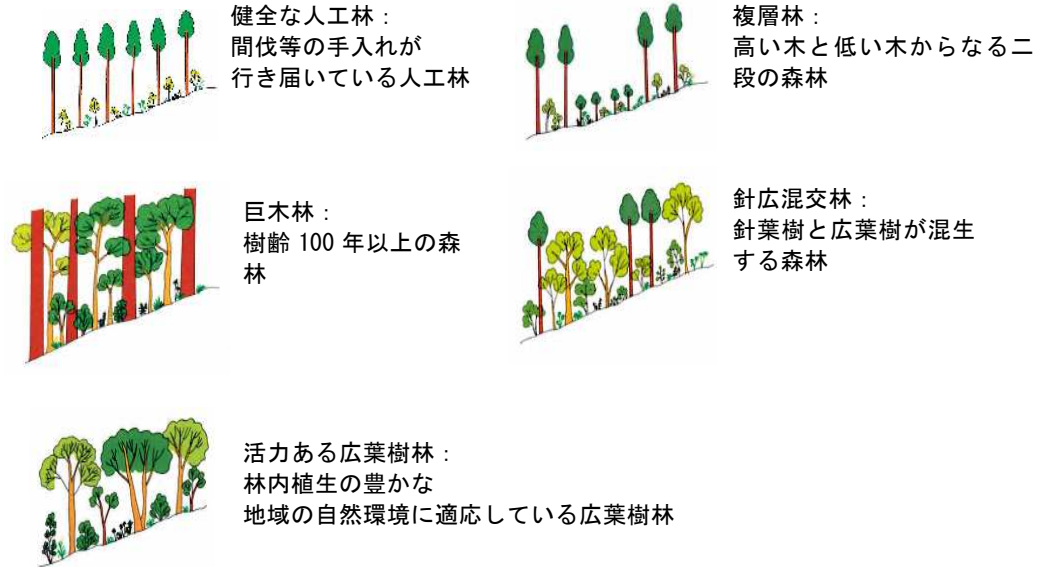
* 1997年度～2019年度年度の面積は、協力協約から長期施業受委託への移行面積を差し引いています。

適切に管理されている森林の面積の割合



* 水源の森林エリアの私有林（42,000ha）のうち、適切に管理されている森林面積の割合を示しています。

水源の森林づくりが目指す林型



▶ 地域の水源林整備

地域の水源林エリアの私有林は、河川表流水や地下水、湧水など、地域における水源保全に重要な役割を果たしていますが、水源の森林エリアと同様に荒廃の進行が懸念されています。また、水源の森林エリア内にある市町村有林についても、公益的機能の高い森林づくりが求められています。県では、市町村が主体的に行う、こうした森林整備の取組を支援しています。

支援制度の概要

区 分	内 容
私有林の整備	地域水源林エリア内の私有林で、水源の森林づくり事業に準じて市町村が行う森林整備・確保に対する支援
市町村有林等の整備	地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備に対する支援

整備実績

(単位：ha)

区 分	2007~2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
私有林の整備	2,671	201	252	276	293
市町村有林等の整備	1,196	118	95	58	65

(5) ダム貯水池の保全

▶ 相模湖・津久井湖の水質保全対策

湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖に8基、津久井湖に9基設置しています。

これにより、アオコの発生量は概ね抑制されており、2020年度は大量発生に至りませんでした。

しかし、アオコの発生要因である窒素、^{りん}磷等には、自然由来のものもありますが、濃度は依然として高く、湖水の富栄養化状態は改善されていません。そのため、津久井湖の三井地区、沼本地区において、植物の持つ自然浄化機能を活用した植物浄化施設により、アオコの発生抑制対策を実施しています。



(三井地区植物浄化施設)

植物プランクトン大量発生の根本的な解決には、栄養源となる窒素、^{りん}磷等の流入を防ぐことが必要であり、水源地域における生活排水対策や工場排水対策が重要となっています。

▶ 水源かん養林の保育

道志ダム（奥相模湖）上流に位置する相模原市牧野財産区及び同市青野原財産区が所有する山林約426haについて、両財産区と地上権設定契約を締結し、水源かん養林の保育・整備を行っています。水道用水・発電用水の安定的確保とダムへの土砂流入抑制などを目的としています。

▶ ダム施設及び貯水池環境の整備

相模湖、津久井湖及び丹沢湖では、湖周辺の^{のりめん}法面保護と湖面利用の安全を確保するため、法面の崩落防止工事を計画的に実施しています。ダム貯水池についても、流芥除去などを行い、保全を図っています。



(津久井湖崩落防止工事)

▶ ダム上流域の災害防止や貯水池の機能維持を図る堆積土砂の除去

相模湖において貯水池上流域の堆砂による災害防止と有効貯水容量維持を目的とした、しゅんせつを行っています。また、丹沢湖では、流入する3河川のうち2河川に貯砂ダムを設置し、貯砂ダム内に堆積した土砂をしゅんせつすることなどにより、貯水容量の確保に努めています。同様に堆砂が進行している奥相模湖においても、上流域の災害防止を目的として、しゅんせつを行っています。

(6) 地下水保全

▶ 地下水汚染の未然防止、浄化対策

有害物質の地下浸透を未然に防止するため、水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物やカドミウム、鉛などの有害物質を使用する工場・事業場に対して立入検査を行い、適正な使用、管理等の徹底を図っています。

現在の地下水汚染は、地下浸透に対する規制がなされた以前の有害物質地下浸透に起因するものが大半となっていますので、汚染原因者に対して浄化対策の指導等を行っています。

▶ 地下水質の監視

横浜市などの水質汚濁防止法政令 10 市⁶と協力して、概況調査（メッシュ調査、定点調査）、継続監視調査等を実施しています。

▶ 地下水かん養等の推進

雨水浸透ます等の設置を推奨しています。地下水に対する県民の関心を深め、保全と活用に向けた県民の自主的な保全行動を促進しています。

▶ 土壌汚染対策

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、対策を推進しています。適時に調査機会を設け、速やかに必要な対策を講じられるよう、土壌・地下水汚染の把握と事業者の指導に努めています。

▶ 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、現に地盤沈下が生じている地域あるいは生じるおそれのある地域を指定し、地下水採取を規制しています。

平塚市ほか 6 市町が隔年（奇数年）で実施する地盤沈下の水準測量調査を支援し、地盤沈下情報の把握に努めています。また、地下水を採取する者に対しては、採取量及び地下水位測定の結果報告を義務付け、地下水過剰採取の防止を図っています。

近年、地盤沈下は沈静化傾向となっていますが、引き続き、地下水採取規制や地下水かん養の促進が必要です。

⁶ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市

7 化学物質

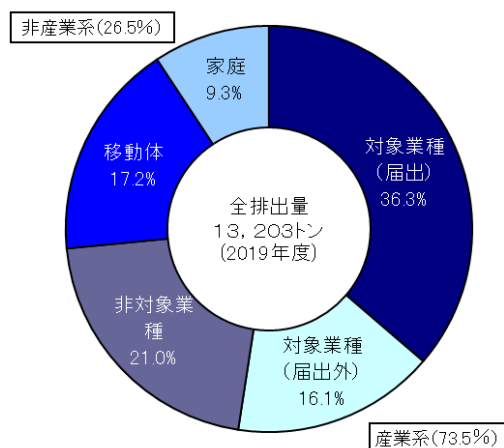


1 現況

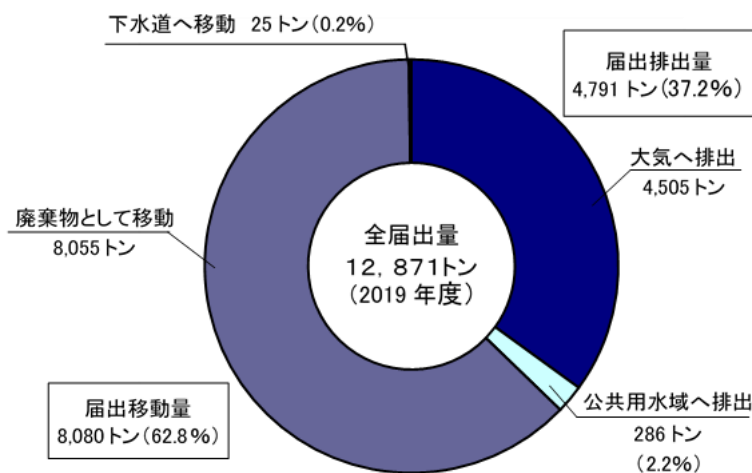
(1) 化学物質の環境への排出量

化学物質は便利な生活に欠かせない反面、環境中へ排出されると人や生態系にとって有害になるものもあります。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」では、462 物質を対象に、その大気、水域等への排出量を、事業者自らが把握し、行政へ届け出ることを義務付けています。国が集計した 2019 年度の排出量(届出排出量及び届出外排出量の合計)は、神奈川全県で 13,203 トンとなり、全国の 3.8%を占めていました。そのうち、届出を行った事業所 1,251 件の届出排出量は 4,791 トン、届出移動量は 8,080 トンでした。物質別では、有機溶剤として使われるトルエンの排出量が最多でした。神奈川県への化学物質排出量は、全都道府県中第 7 位でした。

県内排出量の構成比



県内届出排出・移動量の構成比



* 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、図中の各排出量の合計と全排出量が異なる場合があります。

環境への排出が多かった物質(上位 5 物質)

順位	物質名	排出量(トン)
1	トルエン	2,854
2	キシレン	1,700
3	ノルマルヘキサン	1,108
4	エチルベンゼン	945
5	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	940

(2) ダイオキシン類

▶ 環境汚染の状況

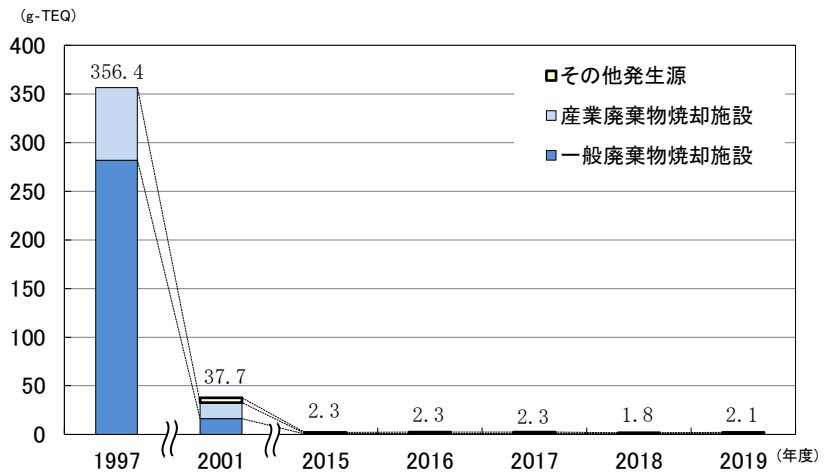
ダイオキシン類*は、非常に有害な化学物質です。廃棄物の燃焼や塩素を使用する製造工程において、非意図的に生成されます。

県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、調査地点を定めて大気や水質等の常時監視を行っています。2020年度の調査では、すべての地点が環境基準を下回っていました。

* 単一の物質ではなく、様々な種類があるため「類」としています。

毒性が最も強いとされる2,3,7,8-TCDDに換算して評価するため、単位には毒性等量（TEQ）が用いられます。

県内のダイオキシン類推計排出量の推移



大気調査結果（年2回測定 of 平均値）

（環境基準：年平均で 0.6pg-TEQ/m³以下）

		地点数	大気平均 (pg-TEQ/m ³)	最低～最高	環境基準 超過数	備考
2020年度	常時監視	15	0.017	0.0053 ～0.037	なし	
本県の過去の調査結果*		497	0.0068～3.3	—	—	1989～2019年度
(参考) 全国の調査結果		621	0.017	0.0025 ～0.24	なし	2019年度(地点数は評価対象数)

* 1999年度以前はCo-PCBを含みません。

水質調査結果（年1回測定 of 平均値）

（環境基準：年平均で 1pg-TEQ/L以下）

		地点数	水質平均 (pg-TEQ/L)	最低～最高	環境基準 超過数	備考
2020年度	河川	22	0.083	0.066～0.16	なし	2020年10月に採取
	海域	2	0.068	0.066～0.069	なし	2020年7月に採取
	地下水	3	0.066	0.066～0.066	なし	2020年11月に採取
本県の過去の調査結果*1		886	ND*2～2.0	—	—	1989～2019年度
(参考) 全国の調査結果		1,411	0.19	0.010～3.5	19	2019年度

*1 1999年度以前はCo-PCBを含みません。

*2 NDは、検出限界以下であることを示します。

底質調査結果

(環境基準：年平均で 150pg-TEQ/g 以下)

		地点数	底質平均 (pg-TEQ/g)	最低～最高	環境基準 超過数	備考
2020 年度	河川	6	0.68	0.21 ～ 2.9	なし	2020 年 10 月に採取
	海域	2	3.0	0.36 ～ 5.9	なし	2020 年 7 月に採取
(参考) 全国の調査結果		1,179	6.4	0.014～520	5	2019 年度

土壌調査結果

(環境基準：1,000pg-TEQ/g 以下)

		地点数	土壌平均 (pg-TEQ/g)	最低～最高	環境基準 超過数	備考
2020 年度		3	2.6	0.62～5.0	なし	2020 年 11 月に採取
本県の過去の調査結果*		548	0.0016～110	—	—	1998～2019 年度
(参考) 全国の調査結果		825	3.0	0～210	なし	2019 年度

* 1999 年度以前は Co-PCB を含みません。

(3) 化学物質環境調査

化管法に基づき排出量を把握している化学物質 462 種類の中で、県内において排出量が多い物質等を中心に、水域の実態調査を行っています。

2020 年度は、合成樹脂原料のビスフェノール A、可塑剤のフタル酸ビス (2-エチルヘキシル)、界面活性剤のポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル (C=12～15) など 12 物質を選定し、水質調査を 10 河川で、底質調査を 3 河川で行いました。評価基準値のある物質については、いずれも基準値を下回っていました。

(4) ゴルフ場の農薬

「神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、ゴルフ場で農薬を使用する事業者には、環境調査の実施を義務付けています。2020 年度のゴルフ場による水質自主調査では、国の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」における指針値のうち、チアメトキサム (殺虫剤) については 1 地点において水産指針値を超過しました。

2020年度ゴルフ場環境調査結果（ゴルフ場による環境調査）

種類	農薬名	指針値 ($\mu\text{g/L}$)		検出数	超過数
		水濁	水産		
殺虫剤	クロチアニジン	2,500	28	12	0
	チアメトキサム	470	35	2	1（水産超過）
殺菌剤	アゾキシストロビン	4,700	280	2	0
	イソプロチオラン	2,600	9,200	1	0
	イプロジオン	3,000	1,800	1	0
	ペンシクロン	1,400	1,000	6	0
	チフルザミド	370	1,400	6	0
	ミクロブタニル	630	9,700	1	0
	ヘキサコナゾール	120	2,900	3	0
	フルキサピロキサド	550	290	3	0
除草剤	アシュラム	10,000	90,000	9	0
	イソキサベン	1,300	1,300	1	0
	オキサジクロメホン	240	8,300	2	0
	カフェンストロール	70	20	2	0
	シクロスルファミロン	800	35	1	0
	MCPA	51	61,000	1	0
	ピロキサスルホン	500	7.4	2	0
	メトラクロール	2,500	230	6	0

2 県の取組

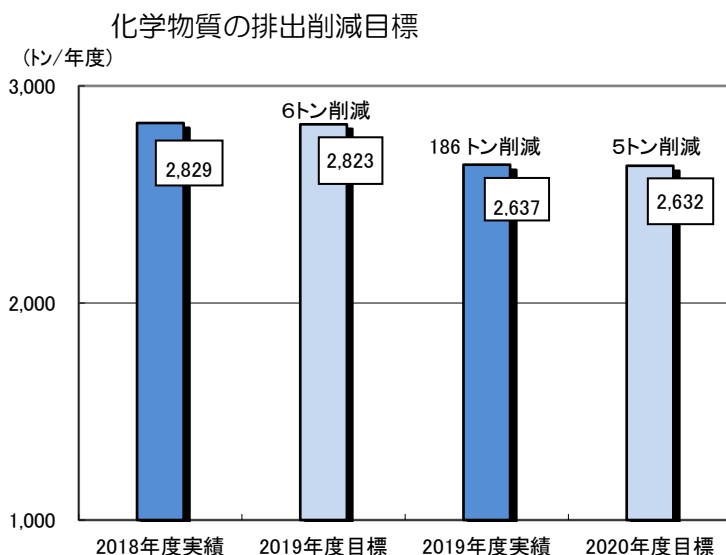
(1) 事業者の自主的取組の促進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、条例で定める指定事業所の設置者に対しては、取り扱う化学物質の量等を把握して、排出量低減等に必要な措置を講じるよう求めています。

また、化管法の届出事業者に対しては、化学物質管理目標を作成し、その達成状況等の報告を求めています。化学物質の自主的な管理状況の報告制度では、指定事業所の設置者に対して、一定期間ごとに特定有害物質の種類や使用期間等を報告するよう求めています。

県では、条例に基づく事業者の取組を支援するとともに、提出された化学物質管理目標を取りまとめて公表するなど、事業者や県民の化学物質対策への理解を深めるための取組を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/index.html>



排出削減目標量の内訳

順位	物質名	削減目標量 (トン)
1	トルエン	2.2
2	キシレン	1.4
3	その他の物質	1.3

(2) ダイオキシン類対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、対策を推進しています。大気や水域、土壌等の汚染実態把握のため、常時監視等の環境調査を実施し、環境基準を超える地点等では、原因究明等を進めます。

また、廃棄物処理施設等における排出ガスや排出水について、排出基準等の遵守、施設の維持管理の改善指導を行っています。日常生活や事業活動における廃棄物の排出抑制や、リサイクル推進のための諸対策にも取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dioxine1.html>



8 環境に配慮した まちづくり



1 現況

都市部では、郊外に比べて気温が高くなるヒートアイランド現象が認められています。地球温暖化の影響により、熱中症の発症リスク増大等も予測されており、都市部の暑熱環境の改善が必要です。また、都市の身近な緑地が減少しています。

自然、歴史、文化等を尊重し、地域の個性を生かした魅力ある景観の保全や創造、都市公園や水辺施設等の整備、都市アメニティ（快適さ）の向上などが課題となっています。

都市部における気温の状況
—真夏日日数の推移（5年移動平均）



* 気象庁観測データより作成

2 県の取組

(1) 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成

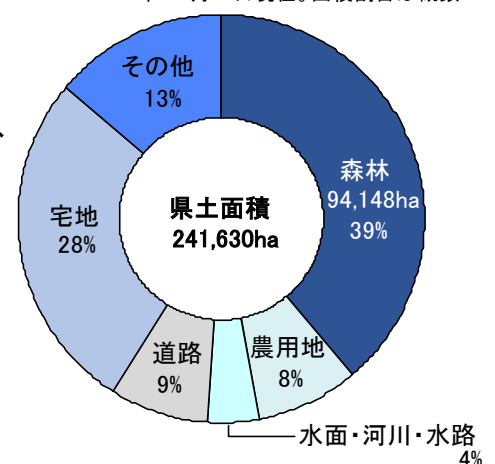
都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、県内の土地利用面積割合では、森林が約40%となっています。

都市部における、みどりの質的・量的な創造と保全のため、県立都市公園の整備などの公共施設の緑化を推進しています。

2019年度には、県立境川遊水地公園の開園面積を拡大するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

県土の土地利用面積割合

* 2019年10月1日現在。面積割合は概数



各年度末の都市公園整備面積実績

(単位：ha)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
面積	4,519	4,588	4,636	4,714	4,789	4,914	4,981	5,012	5,031	5,115

* 数値は県と市町村の合計値

(2) 人や自然にやさしい水辺づくり

従来の施設整備は主に安全対策に視点を置いていました。そのため、自然環境の保全という視点が弱かったことを否定できません。現在は、失われていた自然環境を保全していくため、河川や海岸等の整備・改修に当たり、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造することに努めています。景観を含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

2020年度は、小出川など11河川において、河川の緑化に努めるなど、自然環境や景観に配慮した川づくりを実施しました。茅ヶ崎海岸など9海岸では、砂浜の回復・保全を目的として、景観や自然環境に配慮した養浜を実施しました。

自然環境に配慮した整備河川数

年度	2017	2018	2019	2020	2021 (予定)
河川数	4	9	9	11	8

自然環境に配慮した海岸保全施設整備等箇所数

年度	2017	2018	2019	2020	2021 (予定)
海岸数	10	9	8	9	11



(養浜 (茅ヶ崎市中海岸))

(3) 景観まちづくり・環境と共生するまちづくり

「神奈川県景観条例」及び「神奈川景観づくり基本方針」に基づき、具体的な景観づくりに取り組む市町村を支援するとともに、広域的な調整に努めています。

また、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づき、県央・湘南都市圏において環境共生に取り組む事業や組織を認証するとともに、事業者への制度説明などを行い、普及啓発に努めました。さらに、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、「環境共生モデル都市ツインシティ」の整備を進めています。平塚市大神地区では、土地区画整理組合による土地区画整理事業が進められており、寒川町倉見地区では、まちづくり計画の具体化に向けた取組を進めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f655/index.html> (かながわの景観)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r8s/index.html> (環境共生モデル都市圏)



(4) ヒートアイランド対策

ヒートアイランドの発生状況は、県内全域における気温測定にて把握し、結果を環境科学センターのホームページで公開しています。他自治体との連携や情報交換のため、市町村ヒートアイランド対策担当者会議の開催や九都県市と協働による普及啓発等を実施しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/temp_rainfall/heatisland.html



(5) 環境への負荷が少ない交通の推進

交通信号機の集中制御化や光ビーコンの整備を進めるなど、新交通管理システム(UTMS)の充実を図っています。交通実態に適した信号制御にて交通渋滞を抑制し、交通公害の低減を図るとともに、LED信号機の整備にて消費電力削減に取り組んでいます。

また、UTMSのサブシステムである公共車両優先システム(PTPS)により、路線バスのスムーズな運行を確保し、マイカーからの転換を促しています。さらに、車両の分散誘導によって排気ガス等を低減し、環境の改善を目指す交通公害低減システム(EPMS)を川崎市南部に導入しています。



(矢尻バス停サイクルアンドバスライド)

市町村の取組を促すため、パークアンドライドや自転車利用促進等の情報提供を行うなど、交通需要マネジメントを推進しています。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf3020.htm> (交通管制センター)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f7142/index.html> (交通関係ソフト施策実施事例集)



(6) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業において、適正な環境配慮がなされるようにするための制度です。大規模な開発事業を行う場合、環境への影響を事前に調査、予測、評価し、結果に基づいて事業者、住民、行政が意見を出し合います。

1981年の制度開始から2020年度末までに、県の評価対象となった事業は115件ありました。種類別に見ると、多い順から「研究所の建設」17件、「道路の建設」13件、「電気工作物の建設」13件となっています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f247/>



(7) 環境配慮評価システム

県は、自ら実施する大規模事業について、より環境に配慮した基本計画を策定するため、「環境配慮評価システム実施要綱」を定め、環境配慮の評価等を行っています。対象事業は、道路建設、建築物建設、用地造成など 15 種類で、環境配慮検討書の提出後は内容審議及び結果通知等の手続をとる必要があります。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4164/>



9 環境教育



2025年のめざす姿

環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人が環境学習・教育等に取り組んでいます。県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加しています。

企業間連携等が活発に行われるとともに、県の試験研究機関における調査・研究が進むことによって、環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいます。

9～11の「2025年のめざす姿」は、共通の内容*であるため、このページにのみ記載しています。
(* 環境基本計画において、「人材の育成と協働・連携の推進、技術力の活用として「めざす姿」を掲げています。)

現況と県の取組

(1) 環境情報の提供と相談対応

▶ かながわ環境活動支援コーナー

横浜駅西口の「かながわ県民センター」に、「かながわ環境活動支援コーナー（愛称：かながわエコBOX）」を設置しています。環境団体等の活動を支援し、環境分野に関する相談に応じるとともに、情報提供機能を充実強化することを目的として、「特定非営利活動法人かながわアジェンダ推進センター」と協働で運営しています。

県民、企業、NPO、学校などに気軽に活用していただくことで、「私たちの環境行動宣言かながわエコ10（てん）トライ」の「環」が広がり、身近な環境配慮活動が進むことを目指しています。

かながわ環境活動支援コーナー（かながわエコBOX）

環境団体等の活動拠点、情報交換・交流機能の拠点として、環境分野の情報提供・相談を行っています。

環境に関するイベント情報や、環境活動に対する助成金など、様々な情報をホームページから発信しています。ぜひ御利用ください。

- ・所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター9階
- ・利用時間：9時～18時（日・祝日・年末年始は除く）
- ・電話：045-321-7453
- ・メール：agendacorner@kccca.jp



（かながわエコBOX）



県紹介ページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f70237/>

神奈川県地球温暖化対策推進センターホームページ <http://www.kccca.jp/>

(2) 地域における環境教育

▶ こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、子どもたちの主体的な活動によって、経験を積み重ねながら環境を大切に思う心を培い、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成することを目的とした事業です。環境省の呼びかけでスタートした事業で、全国の幼児（3歳）から高校生まで誰もが参加でき、仲間と活動をあたたかくサポートする大人（20歳以上）で構成されます。

メンバーの興味・関心に基づき、自ら活動内容を決めて自主的に行う活動（エコロジカルあくしょん）や、自主的活動をより楽しく、豊かなものにするために、全国事務局がデザインした全国クラブ共通の学習活動（エコロジカルとれーにんぐ）を行っています。

▶ 環境教育・環境活動を実践する人材の育成

環境科学センターでは、県民の環境問題に対する理解を深め、地域の環境活動を支援するため、講座を開催していますが、2020度は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合形式での講座の開催が困難であったため、「環境スキルアップ講座（受講者：25名）」をオンラインで開催しました。

ホームページによる情報発信を充実させるため、「かながわ環境ナビ」として環境学習のページをリニューアルしました。これまでの講座資料の公開、専門家が執筆した「環境まなび舎」のページ等を開設し、環境活動に役立つ情報を提供しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/kankyougakushu/index.html>



(3) 学校等における環境教育

▶ 各教科等における環境教育

学校教育では、「総合的な探究の時間」及び「総合的な学習の時間」をはじめ、各教科や教育活動全体等を通じて、さまざまな角度から環境教育を推進しています。

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等においては、それぞれの発達段階に応じた学習活動を工夫・実践することにより、環境保全に配慮した行動がとれる人間に成長するような指導に努めています。

地域性や学校の特色を生かし、学校周辺の自然観察や環境保全活動、大気や水質の調査、稲作や野菜作りなどの栽培活動、海岸や公園などの美化活動、ビオトープ作り、生物の調査活動などを通して、探究的な学習を重視した多様な教育実践を展開しています。

▶ 環境・エネルギー学校派遣事業 ～かながわ環境教室～

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する県内の企業・団体等が、小・中学校、高等学校等で実験等を交えた体験型の授業を行う「環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～」を実施しています。

2020年度は、31校の小・中学校、高等学校等で実施しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f160450/>



(教室内で雲を作る授業)

▶ 環境学習教材

・ かながわ気候変動WEB

次代を担う若年層を中心に気候変動問題の理解促進を図ることを目的とした、動画やWEB資料集等で構成される学習教材です。

本教材は、ホームページ上で公開し、学校での授業やワークショップ等で活用されています。

https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/index.html



・ 映像教材「かながわ環境スクール～見て、考えて、行動しよう！私たちの未来のために～」 (小学生版、中高生版)

地球規模の環境問題に、身近なことが影響していることに「気づき」、できることは何かを「考える」きっかけとなることを目的とした教材です。

本教材は、環境計画課ホームページ等で公開しているほか、DVDの貸出やダビングサービスも行っており、学校や地域における環境教育の推進に活用されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f160198/p224565.html>



10 環境への負荷が少ない生活・

事業活動



現況と県の取組

(1) ライフスタイル転換の促進

▶ 私の環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ

環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついています。一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷が少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

県では、1992年の「地球サミット」を契機に、地球環境問題に取り組むための行動指針「アジェンダ21 かながわ」を策定しました。県民・企業・行政の3者協働で「かながわ地球環境保全推進会議」を設立し、その推進を図ってきました。そして現在は、社会環境の変化に対応したより取り組みやすい内容とするため、2015年7月に採択・策定した「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」を掲げて、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

「私の環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」では、「マイエコ10(てん)宣言」を推進しています。一人ひとりが、自らが実践したい、環境にやさしい行動メニューを10個選択し、宣言するもので、主体的な取組がなされることを目指しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f160477/>



▶ キャンペーンやイベントの実施

省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組について、県民や事業者の理解を一層深め、率先して行動していただくよう「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施しました。

私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ マイエコ10宣言		年	月	日
フリガナ	氏名			
お名前	〒			
お住まいの市町村	市	区	町	代
控え記入欄	①	②	③	④
	⑤	⑥	⑦	⑧
	⑨	⑩	⑪	⑫
	⑬	⑭	⑮	⑯

トライ!マイエコ10宣言

16の環境にやさしい取組の中からできそうなことを10個選んで、実践しましょう!

★ 実施する内容のチェック欄に○印を記入してください。

① 太陽光発電など再生可能エネルギーを利用する	② 照明をこまめに消すなど電気を賢く使う	③ ごみの少なく、なるべく使えるものを選んで買う	④ 調理方法の工夫や、食品の期限切れのチェックをして、生ごみを減らす
⑤ リユースショップやフリーマーケットを利用する	⑥ ごみはルールに従って、分別して出す	⑦ 電車、バスなど環境負荷の少ない交通手段を利用する	⑧ 洗剤は量を減らして、できるだけ水を汚さない
⑨ 洗濯や風呂で、水の無駄づかいをしない	⑩ 育てられなくなった生きものを屋外に放さない	⑪ 農産品に関わるふれあい活動に参加する	⑫ 産地や産物産地を応援し、地元の産品を購入する
⑬ 樹木を植え替えるなど、多様な生きものが一緒に暮らせる環境をつくる	⑭ 農機に記録したまちづくりに関心をもつ。パブリックコメントなどに参加する	⑮ 環境省計画やエコチェックシートを活用して自分の行動をチェックする	⑯ 環境に関する講座やイベントに参加する

(マイエコ10宣言)



(キャンペーンポスター)

また、2020年度から再生可能エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光や風力など自然の電気の購入を希望する家庭などを募り、購買力を高めることで、お得な電気代でご利用いただく「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」キャンペーンを実施しています。

さらに、かながわ地球環境保全推進会議では、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」の周知と浸透を目的に、「地球環境イベント かながわエコ10（てん）フェスタ」を開催しています。その他、市町村等と連携し、県内の様々な環境イベントに参加しています。

※ エコ10フェスタは、2020、2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

（2）環境への負荷が少ない事業活動の促進、実践

▶ 中小企業に対する金融支援

中小企業者、協同組合等が取り組む公害防除のための施設改善や、産業廃棄物処理施設の整備、窒素酸化物（NOx）対策や土壌汚染対策の実施、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入等に必要資金の調達を、神奈川県中小企業制度融資により支援しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>

対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	環境・省エネルギー対策融資
融資限度額（原則）	中小企業者 8,000万円 協同組合等 1億2,000万円
融資利率（固定）	年利1.6%以内（2021年度当初時点）
融資期間	1年超10年（運転資金7年）以内



▶ ISO14001 審査登録の普及促進

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所では、県内中小企業のISO14001¹審査登録や、登録後の運用管理等を支援するため、事業者の要請に応じて技術アドバイザーの派遣等を行っています。

<https://www.kistec.jp>



▶ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進

中小企業者が導入しやすい環境マネジメントシステム²の普及を図るため、ホームページによる情報提供を行っています。県が実施する省エネ診断の際には、省エネ対策の一つである環境マネジメントシステムの周知を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/p892617.html>



¹ 国際標準化機構（ISO）が発行する環境マネジメントシステムに関する規格の総称

² 環境に関する方針や目標を組織や事業者が自ら設定し、目標達成に向けて取り組んでいくための体制・手続等の仕組み

▶ 環境への負荷が少ない事業活動の実践

県では、「神奈川県環境方針」を定め、環境に配慮した事業活動を行っています。この方針では、環境マネジメントシステムを運用し、地球温暖化防止や循環型社会づくりのために取り組むこととしています。環境マネジメントシステムの運用は、SDGsの推進や脱炭素社会の実現にも資することから、今後も、全庁を挙げて着実に取り組んでいきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f534419/index.html>



(3) 環境共生型産業の振興

京浜臨海部に立地する企業、関係行政機関等とともに、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を設置しています。生産活動の効率化や、資源・エネルギーの有効活用につながる企業間連携の取組を進めています。

(4) 環境と調和した農林水産業

▶ 環境保全型農業

「環境保全型農業推進基本方針」に基づき、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の削減に取り組む農業者への技術支援を行っています。また、農業が持つ物質循環機能を生かした持続的な生産を行うためには、家畜排せつ物や食品廃棄物等の有機性資源を堆肥等として有効利用するとともに、環境への負荷に配慮した適正な施肥が重要です。そのために、地域で発生する有機物の利用を推進するとともに、「神奈川県作物別施肥基準」を策定し、土壌診断に基づいた適正な施肥指導を行っています。さらに、地球温暖化防止や生物多様性保全に有効な営農活動を助成し、一層の環境保全型農業の推進を図っています。

そのほかに、エコファーマー制度や、「環境にやさしい農業を進める宣言」をした生産者団体と知事が協定を結ぶ制度を推進し、農業者への意識啓発を図っています。

環境保全型農業の推進には、県民や消費者の理解促進が重要であり、ホームページでエコファーマー、協定締結団体、有機農業者の紹介などを行っています。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/nousin_top_06.html



新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
13	36	55	84	95	118	138

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、1999年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」をつくりました。この法律に基づき、堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事が認定した農業者を「エコファーマー」と呼びます。

県では、通常の栽培で使用する化学肥料及び化学合成農薬の使用量（慣行レベル）より3割以上減らして栽培することを推進しています。

認定された農業者は、農作物にエコファーマーマークをつけることができます。 （エコファーマーマーク）



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6620/>

▶ 畜産環境保全対策

畜産事業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対して助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに、資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力向上の資材として有効利用しています。

家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	2018年度	2019年度	2020年度
総家畜ふん量 (t)	221,101	214,065	212,059
堆肥化仕向け量 (t)	211,227	201,658	201,421
家畜ふん堆肥化率 (%)	96	94	95

▶ 県産木材の有効活用

森林を恵み豊かなものとして再生していくためには、「森林の資源循環」を取り戻すことが重要です。

県では、間伐材の搬出に対する支援を行うなどして、県産木材を使った製材品の増産を図るなど、県産木材がより身近になるような取組を行っています。また、学校などの公共性が高い施設における県産木材の使用に対して支援しています。

県民が木材の良さに触れる機会を増やし、森林資源の有効活用が森林環境の保全につながることをPRしています。



内装の木質化
(小田急線片瀬江ノ島駅)

▶ 地産地消

地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を地域住民に提供する、地産地消の取組を推進しています。これまでは、生産性を向上させるための機械・施設の導入や、直売施設等の整備に対して主に支援を行ってきましたが、さらなる促進には、多様な県民の期待やニーズに応える積極的な取組が必要です。

そこで、消費者（一般消費者、加工・小売・飲食業者）のニーズや期待に応じたものを生産して提供することや、今後の需要が見込まれる農作物を実証栽培して生産拡大を図るなど、新たな地産地消の取組を進めています。

・「かながわブランド」と「かながわブランドサポート店」

「かながわブランド」に登録された地域の優れた農林水産物やその加工品などを、消費者にわかりやすくPRするとともに、県内産農林水産物のPR・消費拡大を図っています。

また、県内産農林水産物やその加工品の取扱いに意欲的な店舗に対し、「かながわブランドサポート店」として登録する取組を進めています。

▶ 農地の有効利用と多面的機能の発揮

・中高齢ホームファーマー事業

耕作放棄地を県が借り受けて復旧し、企業を退職した中高年者等に広い面積の農地として貸し出すとともに、栽培研修を行っています。2020年度は、4.3haの農園を開設しました。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/homefarmer/index.html>



・かながわ農業サポーター事業

耕作意欲と一定の栽培技術を持つ都市住民を新たな担い手として育成するとともに、復旧した耕作放棄地を農地として耕作してもらう事業を行っています。2020年度は、30.6haが耕作されました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/supporter/index.html>



・中山間地域等農業活性化支援事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生抑制、土砂流出防止、地下水かん養、景観形成などの多面的機能の発揮を図るための事業です。2020年度は、小田原市ほか1市2町7集落(28.0ha)における地域ぐるみの共同活動に助成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f4253/index.html>



・多面的機能支払事業

農産物の安定供給と農地の多面的機能の発揮を図るための事業です。2020年度は、小田原市ほか8市2町28地区(1,072ha)において、農地や農業用水等を保全する共同活動に助成しました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f532130/index.html>





農業研修を受ける研修生
(中高年ホームファーマー事業)



地域ぐるみで実施する農道の補修作業
(多面的機能支払事業)

II 県民との協働・連携



現況と県の取組

(1) 森林再生パートナー制度

継続した寄附と森林活動によって、企業・団体に「水源の森林づくり」へ協力いただくための制度です。寄附をもとに整備した森林の名称を「〇〇の森」とすることができる「ネーミングライツ」の仕組みを導入しています。

パートナーである企業・団体の皆様には、それぞれの森林などをフィールドとして活動をいただいています。

パートナーの企業・団体 (2021年3月31日現在 30者)

神奈川トヨタ自動車(株)	横浜トヨペット労働組合	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)
キリンホールディングス(株)	日揮ホールディングス(株)	(株)WAKUWAKU
連合神奈川	三菱重工業エンジン&ターボチャージャ(株)	工藤建設(株)
鈴鹿かまぼこ(株)	共同カイトック(株)	(株)横浜銀行
(一社)神奈川県法人会連合会	(株)カナエル	いすゞ自動車(株)
タカナン乳業(株)	日本石油輸送(株)	(株)日新
JA グループ神奈川	三菱倉庫(株)	MHI パワーエンジニアリング(株)
ENEOS(株)	富士通 Japan(株)神奈川支社	アマノ(株)
(株)荏原製作所	伯東(株)	東芝プラントシステム(株)
鶴岡八幡宮槐の会	持田製薬(株)	中日本高速道路(株)

(2) 丹沢の緑を育む活動

多様な動植物相を持つ丹沢山地では、近年、広範囲にブナが立ち枯れ、林床植生とササの後退を認めるなど、その多様性が急速に失われつつあります。

広大な山地における効率的な自然環境保全には、県民の自発的な協力が必要です。県民参加による取組を推進する一環として、「丹沢の緑を育む集い実行委員会」を組織しています。森林衰退が著しい表尾根等で丹沢産樹木の苗を植樹し、モニタリングしています。また、堂平周辺では、ニホンジカの採食から森林を守るための防護ネット設置を、ボランティアとの協働で実施しています。

これらの県民参加活動は、「丹沢大山自然再生計画」の主要施策に位置付けられており、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的実施していきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/midori.html>



(植樹の様子)



(3) 子ども里地里山体験学校

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、里地里山の多面的機能を発揮し、次世代に継承していくための取組を推進しています。土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等との連携・協働で取り組んでいる里地里山の保全等を支援するとともに、里地里山に対する理解の促進や、ふれあいの機会を提供するイベントを開催しています。

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止となりました。



(カボスの摘果)

(4) 流域環境保全活動

▶ 桂川・相模川流域協議会

相模川（山梨県内では桂川と呼ばれる。）は、山梨県の山中湖を源流とし、相模湾に注ぐ全長113kmの河川です。県では、水道水の約6割を相模川から得ており、その水質保全是、生活に直結する重要な課題です。この桂川・相模川の流域環境保全を目的に「桂川・相模川流域協議会」を設置し、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。この協議会では、神奈川、山梨両県、市民及び事業者等との協働により、流域の環境保全に取り組んでいます。

2020年度は、環境調査事業、クリーンキャンペーン、ウナギの生態と分布調査への支援など、様々な事業を実施しました。

<http://katurasagami.net/>



▶ 酒匂川水系保全協議会

酒匂川（静岡県内では鮎沢川と呼ばれる。）は、静岡県の富士山に源を発し、相模湾に注ぐ全長43kmの河川です。県では水道水の約3割を酒匂川から得ており、相模川と並ぶ、重要な河川です。この鮎沢川・酒匂川の水質保全を図るため、「酒匂川水系保全協議会」を設置しています。鮎沢川・酒匂川流域の環境を保全するため、静岡、神奈川両県、流域の市町及び事業者等が一体となった取組を行っています。

2020年度は、設立60周年記念シンポジウムの開催を行うなど、様々な事業を実施しました。

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/sakawa/p05757.html>



(5) ボランティア活動

地域や社会における多様な課題を、様々な主体と協働・連携して解決を図る協働型社会の実現に向け、「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置するとともに、ボランティア活動を促進するため、次の事業を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5258/>



1 協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的事業で、ボランティア団体等と県が対等の立場でパートナーシップを組み、取り組むことで一層の効果が期待できると考えられる事業を対象に、その事業に要する経費に対して応分の負担をします。

2 ボランティア活動補助金

地域や社会のニーズをとらえて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり展開したりする事業を対象に、その事業に要する経費の一部を補助します。

3 ボランティア活動奨励賞

地域や社会への貢献度が高く、他のボランティア団体等の活動のモデルとなり、今後さらに継続発展が期待できる活動に取り組むボランティア団体等を表彰します。

4 ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。

世界・日本・神奈川の環境に関する動き

年	世界	日本	神奈川
1950	先進国の都市部で大気汚染問題の深刻化 北欧諸国で酸性雨降下物による森林・湖沼への被害顕在化		
1951			「神奈川県事業場公害防止条例」公布
1952			
1953			
1954			
1955			「神奈川県総合開発計画(第一次)」策定
1956	「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択 「SO _x (硫黄酸化物)の排出あるいはその越境流出の最低30%削減に関する議定書」採択 国際食糧農業機関(FAO)において「熱帯雨林行動計画」採択		
1957			
1958			
1959			
1960			「川崎市公害防止条例」公布
1961			
1962			
1963			
1964			「神奈川県公害の防止に関する条例」公布(「神奈川県事業場公害防止条例」廃止)
1965			
1966			
1967	スウェーデン環境保護庁設置	「公害対策基本法」公布	
1968		「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」公布	神奈川県公害センター発足
1969			
1970	経済協力開発機構(OECD)が環境委員会設置 アメリカ環境保護庁設置	公害国会 「改正公害対策基本法」他公害関係14法(水質汚濁防止法など)公布 大気汚染防止法全面改正	
1971	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」採択	環境庁設置	「良好な環境の確保に関する基本条例」公布 神奈川県公害対策事務局設置 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の上乗せ条例」公布
1972	ストックホルムにて国連人間環境会議開催 国連環境計画(UNEP)設立 OECDが越境大気汚染物質に関するモニタリング実施 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」採択	「自然環境保全法」公布	「自然環境保全条例」公布
1973	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」採択 第1回世界環境デー		「公害白書」創刊 「神奈川県新総合計画」策定
1974		国立公害研究所(現国立環境研究所)開設	
1975			
1976			「みどりの協定実施要綱」施行
1977	国連砂漠化防止会議において「砂漠化防止行動計画」採択		「神奈川を産業廃棄物による環境汚染から守る計画」決定 神奈川県環境部設置
1978		環境庁「フロン調査検討打合せ」発足	「神奈川県公害防止条例」公布(全面改正)
1979	国連欧州経済委員会において「長距離越境大気汚染条約」採択		
1980		環境庁「地球的規模の環境問題に関する懇談会」設置	「神奈川県環境影響評価条例」公布
1981			
1982			
1983		環境庁「酸性雨対策検討会」発足	「かながわ環境プラン」策定
1984		「湖沼水質保全特別措置法」公布	「神奈川県産業廃棄物処理計画」改定
1985	「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択 「SO _x (硫黄酸化物)の排出あるいはその越境流出の最低30%削減に関する議定書」採択 国際食糧農業機関(FAO)において「熱帯雨林行動計画」採択		(財)みどりのまち・かながわ県民会議(現(公財)かながわトラストみどり財団)設立
1986			「かながわトラストみどり基金」設置
1987	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択 「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」で持続的開発の理念を提唱		「自動車交通公害防止計画」策定
1988	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設立 「NO _x (窒素化合物)の排出あるいはその越境流出の排出規則に関する議定書」採択	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」公布	「アポイドマップ」公表開始
1989	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規則に関する条約(バーゼル条約)」採択		「産業廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱」制定
1990		「地球温暖化防止行動計画」策定	「先端技術産業立地環境対策暫定指針」策定
1991		「再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)」公布	神奈川県環境科学センター設立 「化学物質環境安全管理指針」施行 財団法人かながわ海岸美化財団設立
1992	「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」採択 「生物多様性に関する条約」採択 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)にて、リオ宣言アジェンダ21採択	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO _x 法)」公布 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布 経団連「地球環境憲章」策定	地球環境アジアNGOフォーラム開催 「地球環境保全首都圏アピール」発信 地球サミット参加 「アースイヤーかながわ」開催
1993	「国連持続可能な開発委員会」設置	「環境基本法」公布	「アジェンダ21かながわ」採択 かながわ地球環境保全推進会議設置 「県庁エコオフィス運動」開始 「国際環境自治体協議会」加盟
1994	「砂漠化防止条約」採択	「環境基本計画」閣議決定	低公害車普及検討会設置 第1回神奈川県環境審議会開催
1995	気候変動に関する国際連合枠組条約第1回締約国会議(COP1)開催	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布 「生物多様性国家戦略」決定	
1996	環境マネジメントシステム 環境監査に関するISOの国際規格発行	「ISO14000シリーズ」国内発行	「神奈川県環境基本条例」公布 「第1期神奈川県分別収集促進計画」策定
1997	気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催 地球温暖化防止のための京都議定書採択	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」施行 「廃棄物処理法施行令」改正(ダイオキシン類対策) 経団連「環境自主行動計画」発表 「環境影響評価法」公布	「かながわ新総合計画21」策定 「神奈川県環境基本計画」策定 「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」策定 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布 「神奈川県環境影響評価条例」一部改正
1998	「POPs(残留性有機汚染物質)削減のための議定書」採択	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布 「地球温暖化対策推進大綱」策定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	「神奈川県庁内環境管理システム」本格実施 「神奈川県フロン回収処理システム」開始 地球環境戦略研究機関開所 神奈川国際環境協力協議会設置 「神奈川県環境影響評価条例」一部改正 「アジェンダ21 桂川・相模川」策定 桂川・相模川流域協議会設立
1999		「地球温暖化対策に関する基本方針」策定 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」公布	「丹沢大山保全計画」策定 第2期神奈川県分別収集促進計画」策定

世界・日本・神奈川の環境に関する動き

年	世界	日本	神奈川
2000	気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議(COP6)開催	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布 「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」改定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布 「循環型社会形成推進基本法」公布 「悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布 「新環境基本計画」閣議決定	「神奈川環境基本計画」見直し
2001	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)本格稼働開始 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)採択 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議再開会合(COP6.5)開催 気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議(COP7)開催	環境省発足 「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布 「大気防止法及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布 「京都議定書の締結に向けての今後の取組について」決定 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布	ISO14001認証取得(本庁) 「第4回グリーン購入大賞行政部門大賞」受賞
2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議にて、実施計画・持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言を採択し、パートナーシップ・イニシアティブ(タイプ2)を登録 気候変動に関する国際連合枠組条約第8回締約国会議(COP8)開催	「京都議定書の締結に向けた今後の方針について」決定 「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定 「新生物多様性国家戦略」決定 「土壌汚染対策法」公布 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」完全施行 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」全面施行 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 「農薬取締法の一部を改正する法律」公布 「騒音規制法施行令等の一部を改正する政令」公布	「神奈川県廃棄物処理計画」策定 地球サミット後の地方自治体の取組を考えるワークショップ開催(葉山町) ISO14001認証範囲を出先機関等に拡大(県立学校・県立病院・福祉施設等を除く) こどもエコクラブ全国フェスティバル開催(小田原市) アジアの地方自治体による国際環境シンポジウム開催(横浜市) 「東京湾総量削減計画(第5次)」及び「総量規制基準(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量)」の策定 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正公布 「第3期神奈川県分別収集促進計画」策定
2003	気候変動に関する国際連合枠組条約第9回締約国会議(COP9)開催	「自然再生推進法」施行 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「工業用水法施行令の一部を改正する政令」公布 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」策定 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」公布 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する省令」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令」公布 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」公布 「エネルギー基本計画」閣議決定	全ての県機関(警察を除く)がISO14001を認証取得 「神奈川県二ホンジカ保護管理計画」及び「神奈川県ニホンザル保護管理計画」の策定 「アジア・太平洋会議(エコアジア)」開催(葉山町) 「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」策定 「ディーゼル自動車運行規制」(生活環境保全条例)実施 「神奈川県地球温暖化防止実行計画」策定 「新アジェンダ21かながわ」策定 「かながわ新エネルギービジョン」策定 「マイアジェンダ制度」創設 「かながわecoネットワーク」発足
2004	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)発効 気候変動に関する国際連合枠組条約第10回締約国会議(COP10)開催	「ヒートアイランド対策大綱」決定 「景観法」公布 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」一部施行(許可制度の開始7月) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」公布	「神奈川力構想プロジェクト51」策定 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー(愛称:かながわエコBOX)」設置 「神奈川県ESCO事業導入計画」策定
2005	京都議定書発効 気候変動に関する国際連合枠組条約第11回締約国会議(COP11)、京都議定書第1回締約国会合(CMP1)開催	「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」全面施行 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応について-ExTEND 2005-」決定 「京都議定書目標達成計画」閣議決定 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」決定	「神奈川県バイオマス活用計画」策定 「神奈川県廃棄物処理計画」改訂 「マイアジェンダ登録“もったいない”バージョン」作成 「神奈川環境基本計画」改定 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」策定 「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」策定 「第4期神奈川県分別収集促進計画」策定
2006	EUのRoHS指令施行 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)採択 気候変動に関する国際連合枠組条約第12回締約国会議(COP12)、京都議定書第2回締約国会合(CMP2)開催	「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布 「第3次環境基本計画」閣議決定 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川みどり計画」策定 「アライグマ防除実施計画」策定 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「アスベスト除去工事に関する指導指針」策定 「神奈川県景観条例」施行
2007	EUのREACH規制施行 気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議(COP13)、京都議定書第3回締約国会合(CMP3)開催	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)公布 「クールアース50」を提唱 「エコツーリズム推進法」公布 「第三次生物多様性国家戦略」決定 「第2次エネルギー基本計画」閣議決定	「第2次神奈川県二ホンジカ保護管理計画」及び「第2次神奈川県二ホンザル保護管理計画」の策定 「丹沢大山保全計画」を「丹沢大山自然再生計画」に改定 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」施行 「神奈川力構想基本構想」及び「神奈川力構想実施計画」策定 「第5期神奈川県分別収集促進計画」策定 「神奈川県地球温暖化防止実行計画」改定 県警察へISO14001の認証範囲拡大(全ての県機関がISO14001を認証取得) 「東京湾総量削減計画(第6次)」及び「総量規制基準(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量)」の策定 「神奈川景観づくり基本方針」策定 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」一部改正
2008	北海道洞爺湖サミット開催 気候変動に関する国際連合枠組条約第14回締約国会議(COP14)、京都議定書第4回締約国会合(CMP4)開催	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 「生物多様性基本法」公布 「バイオマス活用推進基本法」公布 「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	「神奈川県廃棄物処理計画」改訂 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 「かながわ景観会議」設立
2009	気候変動に関する国際連合枠組条約第15回締約国会議(COP15)、京都議定書第5回締約国会合(CMP5)開催	「温室効果ガス排出削減の中期目標」発表 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」公布 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」公布	「神奈川県地球温暖化対策推進条例」公布・一部施行 「神奈川県環境影響評価条例」一部改正 「かながわ里地里山保全等促進指針」策定 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」一部改正

世界・日本・神奈川の環境に関する動き

年	世界	日本	神奈川
2010	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 気候変動に関する国際連合枠組条約第16回締約国会議(COP16)、 京都議定書第6回締約国会合(CMP6)開催	「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」公布 「生物多様性国家戦略2010」決定 「第3次エネルギー基本計画」閣議決定 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定	「神奈川県地球温暖化対策計画」策定 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」全部施行 「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」策定 「第6期神奈川県分別収集促進計画」策定 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」一部改正 「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」策定
2011	気候変動に関する国際連合枠組条約第17回締約国会議(COP17)、 京都議定書第7回締約国会合(CMP7)開催	「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」公布 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」策定 「神奈川県環境マネジメントシステムISO14001自己適合宣言」策定 「神奈川県環境影響評価条例」一部改正 「第2次神奈川県アライグマ防除実施計画」策定 「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」策定
2012	気候変動に関する国際連合枠組条約第18回締約国会議(COP18)、 京都議定書第8回締約国会合(CMP8)開催 国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催	「第4次環境基本計画」閣議決定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布 「生物多様性国家戦略2012-2020」決定	「東京湾総量削減計画(第7次)」及び「総量規制基準(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量)」の策定 「神奈川県廃棄物処理計画」を「神奈川県循環型社会づくり計画」として改定 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」一部改正 「第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」及び「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」策定 「第2期丹沢大山自然再生計画」策定
2013	気候変動に関する国際連合枠組条約第19回締約国会議(COP19)、 京都議定書第9回締約国会合(CMP9)開催 「水銀に関する水俣条約」採択	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 「2020年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標」発表 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川県環境影響評価条例」一部改正 「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」策定 「神奈川県海岸漂着物対策基金条例」公布・施行 「第7期神奈川県分別収集促進計画」策定 「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」公布
2014	気候変動に関する国際連合枠組条約第20回締約国会議(COP20)、 京都議定書第10回締約国会合(CMP10)開催	「第4次エネルギー基本計画」閣議決定 「水循環基本法」公布 「雨水の利用の推進に関する法律」公布 「第4次一括法(土壌汚染対策法の一部改正)」公布 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」施行 「かながわスマートエネルギー計画」策定 「かながわ里地里山保全等促進指針」改定 「神奈川県環境影響評価条例」一部改正 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の上乗せ条例」一部改正 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」一部改正
2015	気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)、 京都議定書第11回締約国会合(CMP11)開催 地球温暖化のための新たな枠組みとしてパリ協定採択 「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)全面施行 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」公布 「日本の約束草案(2020年以降の温室効果ガス削減目標)発表 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 「長期エネルギー需給見通し」決定	「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」変更 「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」を「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」に改定 「第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」を「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」に改定 「第11次神奈川県鳥獣保護事業計画」を「第11次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に改定 「新アジェンダ21かながわ」改訂
2016	パリ協定発効 気候変動に関する国際連合枠組条約第22回締約国会議(COP22)、 京都議定書第12回締約国会合(CMP12)、パリ協定第1回締約国会合(CMA1)開催 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」改正(キガリ改正)採択	「地球温暖化対策計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	「神奈川県環境基本計画(計画期間2016-2025年度)」策定 「かながわ生物多様性計画」を策定 「第3次神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定 ISO14001に基づかない県独自の新たな環境マネジメントシステムを施行 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」一部改正 「神奈川県地球温暖化対策計画」改定 「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」策定 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の上乗せ条例」一部改正
2017	「水銀に関する水俣条約」発効 気候変動に関する国際連合枠組条約第23回締約国会議(COP23)、 京都議定書第13回締約国会合(CMP13)、パリ協定第1回締約国会合第2部(CMA1-2)開催	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布	「神奈川県循環型社会づくり計画」改訂 「神奈川県災害廃棄物処理計画」策定 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」変更 「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」策定 「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」策定 「第3期丹沢大山自然再生計画」策定 「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」として改定 「東京湾総量削減計画(第8次)」及び「総量規制基準(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量)」の策定
2018	気候変動に関する国際連合枠組条約第24回締約国会議(COP24)、 京都議定書第14回締約国会合(CMP14)、パリ協定第1回締約国会合第3部(CMA1-3)開催	「第5次環境基本計画」閣議決定 「気候変動適応法」公布・施行 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 「第5次エネルギー基本計画」閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」一部改正 「かながわスマートエネルギー計画」改訂 「神奈川県イノシシ管理計画」策定 「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」変更 「かながわ里地里山保全等促進指針」改定
2019	気候変動に関する国際連合枠組条約第25回締約国会議(COP25)、 京都議定書第15回締約国会合(CMP15)、パリ協定第2回締約国会合(CMA2)開催 第14回金融・世界経済に関する首脳会合(G20大阪サミット)が開催、 「大阪ブルーオーシャンビジョン」を共有	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更を閣議決定 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」・「プラスチック資源循環戦略」策定 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律」公布	「神奈川県気候変動適応センター」設置 「2050年脱炭素社会の実現」を表明
2020		「革新的環境イノベーション戦略」決定 「ゼロエミッション国際共同研究センター」設立 パリ協定における国別目標(NDC)提出(更新) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(脱炭素社会の実現)」を表明	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正 「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」策定 「かながわ気候非常事態宣言」発表
2021		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」可決・成立 「水循環基本法の一部を改正する法律」公布・施行 「地球温暖化対策推進法」改定	「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」策定